

第 2 章

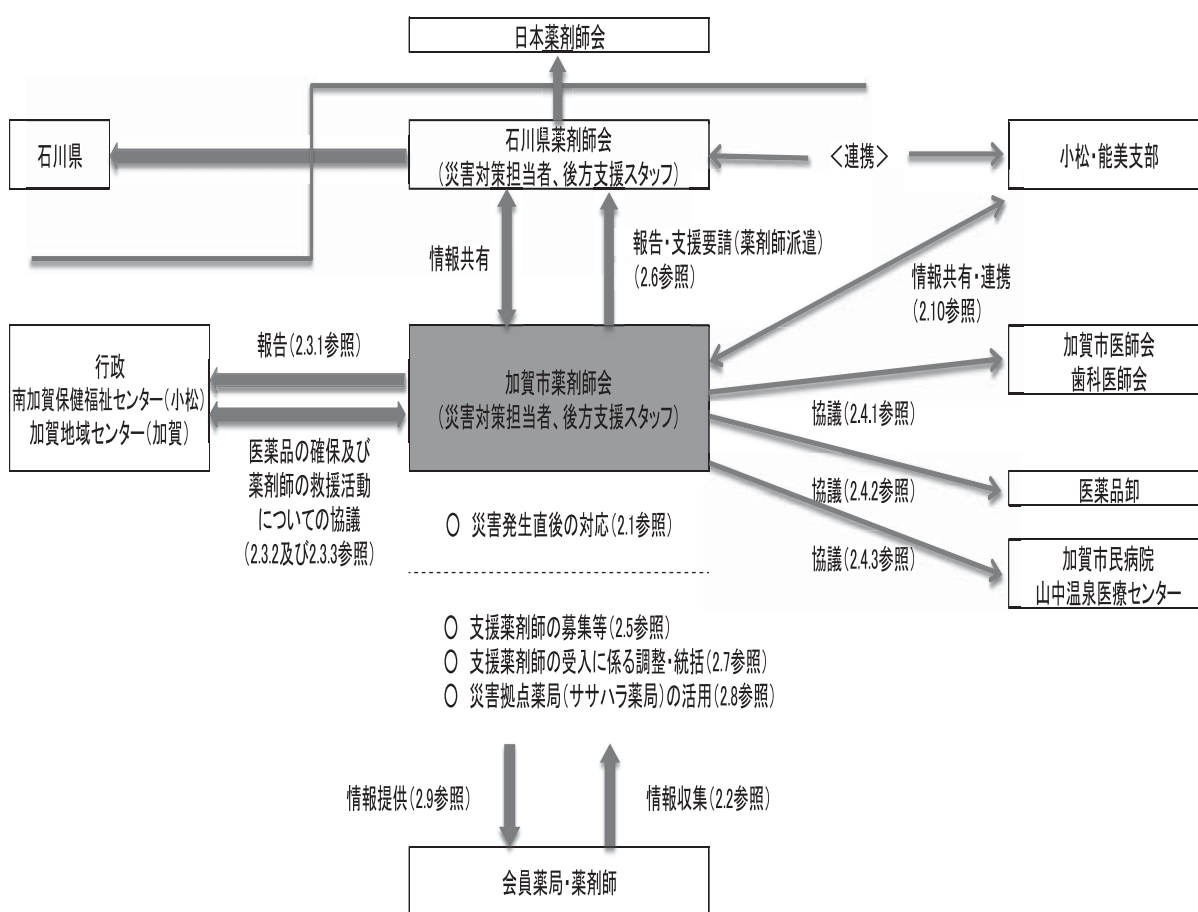
石川県薬剤師会災害対策マニュアル (支 部 編)

加 賀
小 松 能 美
白 山 の の い ち
金 沢
河 北
羽 咋
七 尾 鹿 島
能 登 北 部

加 賀 支 部

災害発生時には、石川県や加賀市が主体となり、医療を含む被災者への支援が行われるが、加賀市薬剤師会はこれに連動した体制で救援活動が行えるよう平時から体制を整備するとともに、行政の指示系統が機能しなくなった場合にも、自主的に活動が行えるように準備する必要がある。

関連図 <地域薬剤師会 ~被災した場合~>



1 直ちに取り組むべきこと

災害発生時の加賀市薬剤師会において最も重要なことは、地域における情報収集、石川県薬剤師会への情報提供と支援要請、及び被災地の医療拠点(本部)との連携である。

そのためには、平時に指揮命令系統を検討し、災害対策担当者等を決定しておくとともに、災害時に組織対応の判断を担う者の間の通信手段を確保しておくことが、特に重要である。

第2章

1. 1 災害時の連絡先一覧表の作成など

1. 災害時の連絡先一覧（固定電話、携帯電話番号、メールアドレス）等を作成し、会員等に周知する。[表1参照]
2. 会員等へ情報を早く正確に伝達できる手段（メール、掲示板等）を整備する。

1. 2 通信手段の確保

1. 加賀市薬剤師会において複数の通信手段を確保する。
 - ① 固定電話、FAX、インターネット、携帯電話など。
 - ② 災害拠点薬局への災害優先電話の配置。（小松会営薬局に配置）
2. 加賀市薬剤師会の災害時緊急連絡先を関係者に周知する。
 - ① 災害時の緊急連絡先（災害優先電話の設置場所等）を、行政や石川県薬剤師会、地域の中核的な病院など関係者に周知する。

1. 3 加賀市薬剤師会における指揮命令系統の確立など

被災地の地域薬剤師会には、会員からの情報収集、自治体や関係団体との連絡・調整、被災地外からの支援薬剤師の受け入れなど、多くの業務が発生します。1人に業務が集中し、疲弊することのないよう、あらかじめ複数人で対応する役割分担を決めておく必要がある。

1. 3. 1 災害時の役割分担の決定

1. 災害時のために、加賀市薬剤師会災害対策本部を組織しておく。
2. 災害時の事務局体制を整備しておく。

[表2参照]

3. 災害時における各担当者の役割を決定しておく。
 - ① 各種連絡や情報収集（役割1）
 - ② 災害時受け入れコーディネーター（役割2）
 - ③ 災害支援時の支援薬剤師コーディネート（役割3）
 - ④ 関係機関との調整役（役割4）
 - ⑤ 備品備蓄、医薬品等の流通の確認（役割5）
 - ⑥ 災害拠点薬局の運営（役割6）
4. 災害時における各担当者の役割分担を決定しておく。

[表3参照]

1. 3. 2 災害対策担当者等の決定

1. 平時に行政や関係団体等と防災に関する協議を行う上で中心的役割を担う「災害対策担当者」を決定する。

加賀市薬剤師会においては、会長ならびに災害対策本部事務局長の2名を「災害対策担当者」とし、各理事を災害対策委員とする。

2. 災害対策担当者は、災害発生後、被災地内外からの薬剤師受け入れの調整や、地域内の情報伝達等において中心的役割を果たす。
3. 災害対策担当者を補佐する後方支援スタッフについては、災害対策委員が担当し、必要人員を指名する。

(災害発生直後は、被災地外からの後方支援スタッフの派遣が期待できないことから、災害対策担当者に多くの負担がかかる。したがって、後方支援スタッフは複数人体制としておく。)

4. 石川県薬剤師会と協議し、災害対策担当者及び後方支援スタッフに委任する業務と権限を決定する。
5. 加賀市薬剤師会の災害対策担当者と石川県薬剤師会等の災害対策担当者が連携・協議して、災害時の支援体制を整備する。

1. 3. 3 情報収集体制の整備

1. 災害時に会員からの情報収集を円滑に行うための体制を整備しておく。

- ① 災害対策本部組織内で連絡を取り合う。
- ② 連絡網を利用して各会員との連絡を取る。[表4参照]

1. 4 災害拠点薬局の整備など

災害拠点薬局は、「支部災害本部」と位置づけ、災害時の医薬品供給や薬剤師派遣等の支部拠点を担う。また、支部会員の安否確認と情報の収集を行い、石川県薬剤師会本部への情報提供を行う。被災時には、支部における医薬品の備蓄拠点とし、地域住民のための調剤および医薬品提供を行う支部拠点となる。また、県内外からの支援薬剤師の受け入れ窓口として機能する。他地域の災害時には、近隣の災害拠点病院はもとより地域の医療機関と連携し、調剤業務や薬剤師の派遣を行うものとする。

1. ササハラ薬局を「災害拠点薬局」とし、活用する。
2. 医薬品備蓄や支援薬剤師受け入れ（派遣）の拠点とする。
3. 非常用電源、燃料、交通手段、通信手段を確保する。

第2章

4. 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品（資料1）、携行用医薬品（資料2）、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要な資材（資料4）を備蓄する。
5. 自地域外からの支援薬剤師の受入れを想定した計画を立てる。

1. 5 地域薬剤師会における「災害時活動マニュアル」の作成及び会員への周知

1. 災害時の連絡方法や集合場所、参集する役員を決定する等、加賀市薬剤師会における災害時の対応を決めておく。

① 休日・夜間の場合の対応を検討しておく。

2. 主要な連絡先の所在地住所、電話番号、地図等を確認する。

① 保健所、医療機関（中核的な病院）、災害拠点病院、災害拠点薬局（仮称）、警察等。

・南加賀保健福祉センター

〒923-8648 石川県小松市園町ヌ 48

電話番号 0761-22-0793 FAX 番号 0761-22-0805

メールアドレス mhc@pref.ishikawa.lg.jp

・南加賀保健福祉センター 加賀地域センター

〒922-0257 石川県加賀市山代温泉桔梗が丘 2-105-1

電話番号 0761-76-4300

・小松市民病院

〒923-8560 石川県小松市向本折町ホ 60 番地

電話番号 0761-22-7111

・加賀市民病院

〒922-8522 石川県加賀市大聖寺八間道 65 番地

電話番号 0761-72-2100

・山中温泉医療センター

〒922-0193 石川県加賀市山中温泉上野町ル 15 番地 1

電話番号 0761-78-0301

・大聖寺警察署

〒923-0802 石川県加賀市大聖寺東町 1-1

電話番号 0761-72-0110

② 災害時の医薬品の集積所（二次集積所→医療救護所）、避難所・医療救護所設

置予定場所。

3. 災害時の医薬品卸の連携体制及び連絡先を確認する。

1. 6 防災用品の確保

1. 防災用品を常備する（資料1）

- ① 自立して3～4日間過ごせるだけのものを備蓄する。

2 災害発生時の対応（被災した場合）

大規模災害が発生した場合、被災地の地域薬剤師会には自らの被災の有無にかかわらず、被災者に対する医療救援活動（医療救護所で活動する救護班への薬剤師の参加等）が期待される。

自市町が被災地となった場合、加賀市薬剤師会自体が機能しない場合もあり得る。その場合は石川県薬剤師会へ被災状況を報告し、石川県薬剤師会と連携して災害支援活動を行うことが基本となる。

加賀市薬剤師会においては、上述のような基本的な方針のもと、次に掲げるような項目に沿って行動をとる必要がある。

2. 1 災害発生直後

1. 役員間で、電話・メール等により相互に安否確認を行う。
2. 状況に応じ、参集可能な者はササハラ薬局に参集する。
3. あらかじめ定めた各担当者の役割分担を確認し、「災害対策担当者」を中心に、関係者への連絡などを開始する [1.3 参照]
4. あらかじめ定めた情報収集の方法を確認し、会員等からの情報収集を開始する。

2. 2 状況の把握

2. 2. 1 会員からの情報収集

1. 薬局・薬剤師の状況に関する情報収集に努める。
 - ① 会員等（従事者、実習生、家族）の安否。
 - ② 薬局の被災状況。
 - ③ 薬局の業務継続状況（業務日時、または再開予定）及び医薬品等の在庫状況。
 - ④ 薬局への支援要請の有無。（薬剤師の派遣、医薬品の供給等）

第2章

2. 併せて、会員薬局等に対し、薬剤師会が行う救援活動や地域の医療機関へ派遣活動に参加することが可能な薬剤師がいるかを確認する。

2. 2. 2 その他の情報収集

1. 会員からの情報を中心に、被災地の医療事情等の情報収集に努める。
 - ① 医療機関の状況（診療日時、または再開予定）、薬剤師派遣の必要性、医薬品の不足状況。
 - ② 避難所の状況。（避難所の設置数及び所在地、避難所の設置主体（県、市町、自主避難等）、避難者数、医療救護所の設置状況）
 - ③ 医療救護所の状況。（各医療救護所への被災地内外からの医療チームの派遣状況、医療チームの派遣元（〇〇県〇〇病院等）、薬剤師の不足状況、医薬品の不足状況、医療チームの打合せ・引継ぎの場所及び時間など）
 - ④ その他被災地全般の状況。（交通事情やライフラインの状況など）

2. 3 行政（市町・保健所）との連絡・調整

2. 3. 1 行政（市町・保健所）への報告

1. 会員から収集した情報を集約し、行政（加賀市、石川県南加賀保健福祉センター、加賀地域センター）へ報告する。
 - ① 薬局（店舗）の被災状況（平常、支障、危険等）→自治体へ必ず報告。
 - ② 業務継続状況（または再開予定）、医薬品等の在庫状況→自治体へ必ず報告。
 - ③ 医薬品の不足状況
 - ④ 麻薬、向精神薬、覚せい剤原料、毒物劇物等の保管状況。（自治体からの要請に基づき、被災1週間以降）

2. 3. 2 被災地における医薬品の確保について

1. 被災地における医薬品の不足状況や医薬品供給ルートの確保状況等を確認し、医薬品供給の見通しについて協議する。
 - ① 地域の薬局等から供出された医薬品等の取り扱い。（管理・費用支弁）
2. 必要な場合には、市町・保健所より石川県へ医薬品供給の要請を行う。
3. 医薬品集積所の設置場所等を確認する。
 - ① 二次集積所の所在地（二次集積所は保健所に設置される場合が多い）。
 - ② 二次集積所の管理者及び管理状況。

- ③ 二次集積所から医療救護所等への供給（払い出し）のルール。
 - 4. 一次集積所→二次集積所→医療救護所への配送ルートを確認する。
 - ① 生活物資一般の一次集積所において保管・管理される衛生材料や必要資材を医薬品の二次集積所へ移送することも必要となる。
2. 3. 3 被災地における薬剤師の救援活動について
- 1. 被災地における薬剤師の不足状況等を確認し、救援活動の必要性について協議する。
 - 2. 必要な場合には、石川県薬剤師会へ薬剤師派遣の要請を行う。
 - 3. 薬剤師の出動場所と必要人数を検討する。
 - ① 医薬品集積所（二次集積所となる保健所）における医薬品管理。
 - ② 避難所、医療救護所。
 - ③ 医療機関の薬剤部門、災害拠点薬局（ササハラ薬局）。
 - ④ 一般の薬局から薬剤師派遣の要請があった場合には、被災地の医療の継続に寄与するものか、他の派遣場所との優先順位等を勘案し、加賀市薬剤師会と石川県薬剤師会が協議の上、支援薬剤師を派遣するかどうかを決定する。
 - 4. 薬剤師の出動場所及び人数を決定するには、自治体のほか、石川県薬剤師会、医療機関、医療救護所の医療チーム等との協議が必要となるため、複数人体制で対応に当たる。
 - 5. 出動場所及び必要人数は変化していくため、継続的に協議を行う。
 - 6. 加賀市薬剤師会に対して市町より「薬剤師派遣」の要請を受ける。
 - ① 震災発生日に遡った日付の文書により要請を受ける。
 - 7. 被災地内外からの薬剤師の受け入れに関する事項について協議する。
- [2.7 参照]

2. 4 関係団体等との連絡・調整

2. 4. 1 地域医師会（加賀医師会、加賀歯科医師会）

- 1. 薬局の状況（処方箋の応需が可能な薬局の業務日時等）を報告する。
- 2. 救援活動の協力体制（医療チームの編成、薬剤師の派遣）について協議する。

2. 4. 2 医薬品卸

- 1. 被災地における医薬品の不足状況、医薬品供給ルートの状況、復旧の見通し等に

第2章

ついて協議する。

2. 医薬品集積所から医療救護所等への配送について協力を要請する。
3. 地域の医療機関の状況について情報を共有する。(通常流通の復旧後)
4. 通常配送ルートへの切り替えについて協議する。

2. 4. 3 医療機関（中核的な病院）

1. 地域の中核的な病院（災害拠点病院：加賀民病院、山中温泉医療センター）は災害時には医療拠点（本部）となり、被災地外からの医療チーム（人）や情報が集中する。こうした医療機関と、医療機関外からの薬剤師派遣（加賀市薬剤師会による支援）について協議し、薬剤師の派遣が必要な場合は、加賀市薬剤師会を中心に人的支援を行う。
2. 地域の薬局の状況（開業している薬局の開業時間等）を報告する。

2. 5 支援薬剤師の募集及びリストの作成

1. 被災地における薬剤師確保のため、石川県薬剤師会と協議の上、会員薬局等から支援薬剤師の募集を行う。
 - ① 被災地内外からの薬剤師の受け入れの調整や、地域内の情報伝達等において中心的役割（現地コーディネーターの役割）を果たす「災害対策担当者」の補佐役（後方支援スタッフ）として。
 - ② 医療救護所、医薬品集積所、避難所への派遣のため。
 - ③ 医療機関の薬剤部門、災害拠点薬局への派遣のため。
 - ④ 被災地の薬局への派遣のため。
2. 支援薬剤師のリストを作成する（氏名、年齢、性別、住所、緊急連絡用携帯電話番号等）

2. 6 都道府県薬剤師会への報告、支援要請及び情報交換

※ 石川県薬剤師会が被災した場合は日本薬剤師会へ連絡する。

1. 薬局の被災状況、業務継続状況、医療機関の状況、被災地の医療事情、その他被災地全般の状況を報告する。
2. 現地の被災状況を把握するための先遣隊の派遣、薬剤師の派遣、医薬品の供給、後方支援スタッフの長期的な派遣等について、支援要請を行う。
 - ① 出動場所及び必要人数を伝える。

3. 被災地全般の状況について情報を共有する。

2. 7 被災地内外からの支援薬剤師の受け入れに係る調整・統括

2. 7. 1 薬剤師の出動計画の策定など

1. 会員薬局等の薬剤師及び被災地外から派遣されてくる薬剤師と、出動先及び受入施設との間の調整を行うため、薬剤師の出動計画（出動日時・期間等）を策定する。（石川県薬剤師会と協議し、3～4人の「薬剤師班」を編成する）
2. 出動計画を策定する上では、派遣元の薬剤師会から石川県薬剤師会を通じて提供されてくる薬剤師の概要（性別、経歴、出動可能日時・期間等）を参考にする。また、出動期間は、災害直後は2泊3日程度でもやむを得ないが、できれば5日～1週間の派遣及び引き継ぎを原則とする。
3. 支援薬剤師の出動記録（氏名、活動場所、活動期間、活動概要等）を残す。

2. 7. 2 後方支援スタッフの配置

1. 「災害対策担当者」を補佐する後方支援スタッフを、地域ごとに必要に応じて配置する。
2. 後方支援スタッフは、被災地内外から派遣されてきた薬剤師へ出動場所や業務概要を説明するなどの役割を担う。
3. 継続的な対応が必要となるため、石川県薬剤師会へ後方支援スタッフの長期間にわたる派遣を要請する。

2. 7. 3 必要な備品の手配など

1. 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品（資料1）、携行用医薬品（資料2）、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要な資材（資料4）を周知、準備する。
2. 被災地外から派遣されてくる薬剤師の移動手段等のための交通手段（自転車、バイク、自動車）を確認する。（石川県薬剤師会と協議する）
3. 地元警察署に申請し、緊急通行車両確認標章を手配する。

2. 8 災害拠点薬局の活用

ササハラ薬局を災害拠点薬局とし、医薬品供給や薬剤師派遣の拠点として活用する。

2. 9 会員への情報伝達

1. 情報伝達の方法を確認する。
2. 厚生労働省（日本薬剤師会）、都道府県（石川県薬剤師会）、市町村等からの各種情報・連絡事項を、会員へ連絡する。
3. 地域の医療事情等についても会員へ連絡し、情報を共有する。

2. 10 近隣地域薬剤師会との情報交換・連携

1. 隣接する地域薬剤師会（小松能美支部）へ連絡し、被災地における救援活動等に関し、連携して対応する。
（必要時には近隣都道府県薬剤師会とも情報交換・連携する）
2. 近隣地域薬剤師会が被災していない場合は、後方支援スタッフの派遣など全面的な支援を要請する。
（必要時には近隣都道府県薬剤師会とも情報交換・連携する）

3 災害発生時の対応（被災地外の地域薬剤師会）

当該市町村以外で災害が発生した場合は、被災地への災害支援を行うため、次に掲げる事項について準備を行い、石川県薬剤師会と連携して支援活動を行う。

3. 1 被災地近隣の地域薬剤師会の場合

3. 1. 1 被災地への先遣隊派遣

1. 石川県薬剤師会と連携の上、被災地へ先遣隊を派遣する。（石川県薬剤師会から要請を受けることを基本とするが、石川県薬剤師会が通信不能や機能不全の場合は、二次災害の危険性を考慮した上で、自らの判断で派遣する）
2. 被災地の地域薬剤師会の役員等に接触し、地域薬剤師会との連携の下で、被災地の医療事情、薬局の被災状況、薬剤師の不足状況、医薬品供給ルート状況、避難所及び医療救護所の状況等を調査する。
3. 先遣隊は、食料、寝具等を含む完全自立型の体制で出動する。
4. 把握した情報は、被災地の地域薬剤師会及び石川県薬剤師会（石川県薬剤師会が通信不能や機能不全の場合は日本薬剤師会）へ報告する。

3. 1. 2 必要な備品の手配など

1. 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品（資料1）、携行用医薬品（資料2）、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要な資材（資料4）を周知、準備する。
2. 都道府県薬剤師会と協議の上、被災地外から派遣されてくる薬剤師の移動のための交通手段（自転車、バイク、自動車）を確認する。
3. 地元警察署に申請し、緊急通行車両確認標章を手配する。
4. 必要に応じて、被災地外から派遣されてくる薬剤師のための宿泊施設・場所について、石川県薬剤師会と協議する。

3. 2 薬剤師の派遣に向けた準備

1. 石川県薬剤師会との連携の下で、薬剤師の派遣に向けた準備を行う。
 - ① 支援薬剤師の募集を開始する。
 - ② 応募してきた薬剤師のリストを作成する。（氏名、年齢、性別、住所、経歴、緊急連絡用携帯電話番号、出動可能日時・期間等）

3. 3 被災地外への避難者に対する支援

1. 被災地外（自地域）の避難所へ避難した避難者に対する支援活動を行う。
 - ① 避難所の責任者（管理者）と打合せを行い、注意事項やニーズを把握した上で避難所での活動を開始する。
 - ② 救援活動を行う上での留意事項（資料5）を再確認する。
 - ③ 派遣されてきている医療チームとの連携。
 - ④ 一般用医薬品の分類・保管管理、供給。
 - ⑤ 公衆衛生活動。

4 平時に準備すべきこと

地域薬剤師会においては、災害時の医療救護活動を円滑に行うため、日頃から地元三師会との協力体制や近隣の地域薬剤師会との相互連携体制を構築しておく必要がある。さらに、地域の医療機関の薬剤部門と連携し、災害発生時の対応を共有しておく。

また、当該市町と協力協定を締結し、災害発生時に薬剤師が迅速かつ有効に救援活動を行える体制を確立しておくことが重要である。

第2章

4. 1 自治体（市町）との協力協定の締結など

4. 1. 1 自治体（市町、保健所）との協議

1. 災害時の医薬品供給体制（医薬品集積所の設置場所等）について協議を行う。
2. 被災地外からの薬剤師の受け入れに関する事項について協議を行う。
3. 市町の防災会議へ参加する。

4. 1. 2 自治体（市町）との協力協定の締結

1. 可能な範囲で、薬剤師の災害時医療救護活動について協力協定を結ぶ。
2. 可能な範囲で、会営薬局等の「災害拠点薬局」を活用した医薬品の備蓄・供給について協力協定を結ぶ。

4. 2 関係団体等との協議

4. 2. 1 加賀市医師会・歯科医師会

1. 災害時の救援活動の協力体制（医療チームの編成、薬剤師の派遣）について協議する。

4. 2. 2 医薬品卸

1. 災害時の医薬品供給ルートの確保や、医薬品集積所から医療救護所等への配送、通常流通復旧後の通常配送ルートへの切り替えなどについて協議する。

4. 2. 3 医療機関（中核的な病院）

1. 地域の中核的な病院（災害拠点病院等）は災害時には医療拠点（本部）となり、被災地外からの医療チーム（人）や情報が集中する。こうした医療機関と、災害時の医療機関外からの薬剤師派遣（地域薬剤師会による支援）について協議する。

4. 3 都道府県薬剤師会を通じた近隣地域薬剤師会との相互連携体制の構築

1. 石川県薬剤師会を交えて、近隣の地域薬剤師会と災害時の救援活動に関する協力・連携体制等について協議する。

4. 4 会員に対する定期的な教育・研修

1. 地域内の医療機関（中核的な病院）における実習研修。
2. 災害時に近隣病院の薬剤部門を支援する場合に、スムーズに業務が行えるように、

地域薬剤師会が中心となり医療機関の薬剤部門において定期的に実習研修を行う。

4. 5 防災訓練の実施等

1. 防災訓練を年1回程度実施する。
2. 班組織（徒歩か自転車で回れるぐらいの範囲ごとに設置）を活用するなどして会員から連絡を受ける訓練を行う。
3. 自治体、警察機関、消防機関、医療関係者及び一般市民等による合同訓練へ積極的に参加する。

参考資料：資料1、2、5、8、10

「災害対策マニュアル 石川県薬剤師会」 参照

資料4

「災害活動ハンドブック 石川県薬剤師会」 参照

5 「石川県災害対策マニュアル（支部編）」の見直し

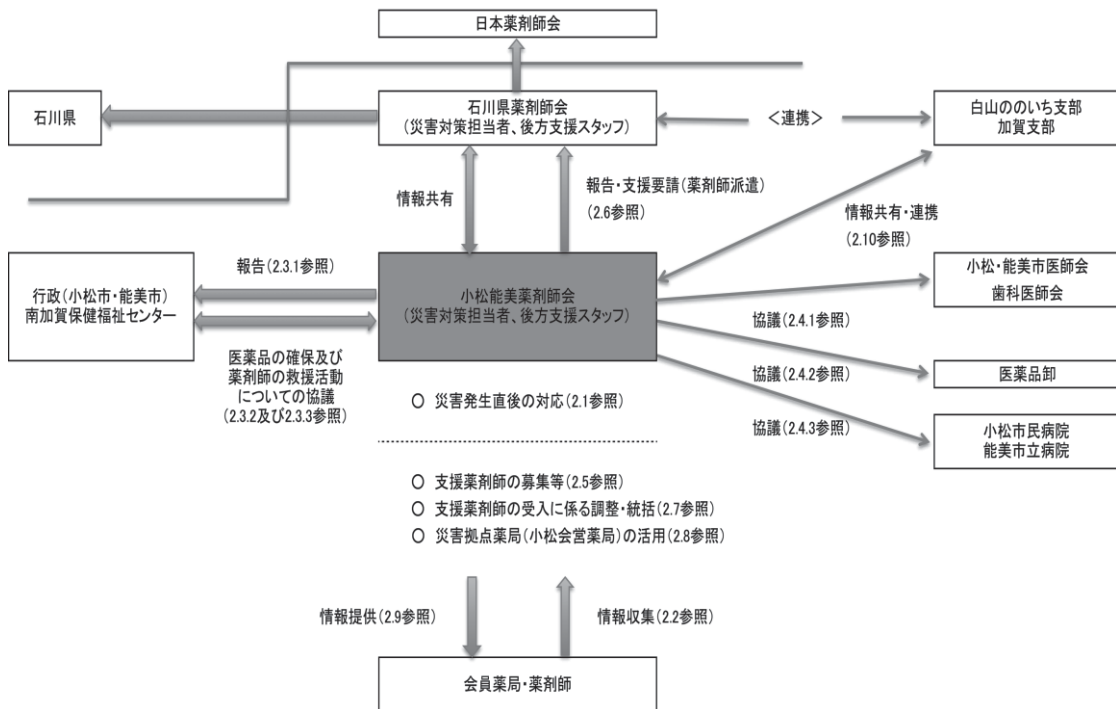
支部災害対策本部長は、少なくとも年1回、本マニュアルの見直しを検討し、必要に応じて改訂を行うものとする

初版 平成25年4月1日 作成

小松能美支部

災害発生時には、石川県や小松・能美市が主体となり、医療を含む被災者への支援が行われるが、小松能美薬剤師会はこれに連動した体制で救援活動が行えるよう平時から体制を整備するとともに、行政の指示系統が機能しなくなった場合にも、自主的に活動が行えるように準備する必要がある。

相関図 <地域薬剤師会 ～被災した場合～>



1 直ちに取り組むべきこと

災害発生時の小松能美薬剤師会において最も重要なことは、地域における情報収集、石川県薬剤師会への情報提供と支援要請、及び被災地の医療拠点(本部)との連携である。

そのためには、平時に指揮命令系統を検討し、災害対策担当者等を決定しておくとともに、災害時に組織対応の判断を担う者の間の通信手段を確保しておくことが、特に重要である。

1.1 災害時の連絡先一覧表の作成など

1. 災害時の連絡先一覧(固定電話、携帯電話番号、メールアドレス)等を作成し、

会員等に周知する。[表1参照]

2. 会員等へ情報を早く正確に伝達できる手段（メール、掲示板等）を整備する。

1. 2 通信手段の確保

1. 小松能美薬剤師会において複数の通信手段を確保する。

- ① 固定電話、FAX、インターネット、携帯電話など。
- ② 災害拠点薬局への災害優先電話の配置。（小松会営薬局に配置）

2. 小松能美薬剤師会の災害時緊急連絡先を関係者に周知する。

- ① 災害時の緊急連絡先（災害優先電話の設置場所等）を、行政や石川県薬剤師会、地域の中核的な病院など関係者に周知する。

3. ブログ利用による安否確認手段を整備する。[表2参照]

- ① PCサイトや携帯サイトを利用した安否確認。
- ② サイトのアドレス（URL）を関係者に周知する。

1. 3 小松能美薬剤師会における指揮命令系統の確立など

被災地の地域薬剤師会には、会員からの情報収集、自治体や関係団体との連絡・調整、被災地外からの支援薬剤師の受け入れなど、多くの業務が発生します。1人に業務が集中し、疲弊することのないよう、あらかじめ複数人で対応する役割分担を決めておく必要がある。

1. 3. 1 災害時の役割分担の決定

1. 災害時のために、小松能美薬剤師会災害対策本部を組織しておく。

2. 災害時の事務局体制を整備しておく。[表3参照]

3. 災害時における各担当者の役割を決定しておく。

- ① 各種連絡や情報収集（役割1）
- ② 災害時受け入れコーディネーター（役割2）
- ③ 災害支援時の支援薬剤師コーディネート（役割3）
- ④ 関係機関との調整役（役割4）
- ⑤ 備品備蓄、医薬品等の流通の確認（役割5）
- ⑥ 災害拠点薬局の運営（役割6）

4. 災害時における各担当者の役割分担を決定しておく。[表4参照]

第2章

1. 3. 2 災害対策担当者等の決定

1. 平時に行政や関係団体等と防災に関する協議を行う上で中心的役割を担う「災害対策担当者」を決定する。

小松能美薬剤師会においては、会長ならびに災害対策本部事務局長の2名を「災害対策担当者」とし、各理事を災害対策委員とする。

2. 災害対策担当者は、災害発生後、被災地内外からの薬剤師受け入れの調整や、地域内の情報伝達等において中心的役割を果たす。
3. 災害対策担当者を補佐する後方支援スタッフについては、災害対策委員が担当し、必要人員を指名する。

(災害発生直後は、被災地外からの後方支援スタッフの派遣が期待できないことから、災害対策担当者に多くの負担がかかる。したがって、後方支援スタッフは複数人体制としておく。)

4. 石川県薬剤師会と協議し、災害対策担当者及び後方支援スタッフに委任する業務と権限を決定する。
5. 小松能美薬剤師会の災害対策担当者と石川県薬剤師会等の災害対策担当者が連携・協議して、災害時の支援体制を整備する。

1. 3. 3 情報収集体制の整備

1. 災害時に会員からの情報収集を円滑に行うための体制を整備しておく。

- ① 災害対策本部組織内で連絡を取り合う。
- ② 連絡網を利用して各会員との連絡を取る。[表5参照]

1. 4 災害拠点薬局の整備など

災害拠点薬局は、「支部災害本部」と位置づけ、災害時の医薬品供給や薬剤師派遣等の支部拠点を担う。また、支部会員の安否確認と情報の収集を行い、石川県薬剤師会本部への情報提供を行う。被災時には、支部における医薬品の備蓄拠点とし、地域住民のための調剤および医薬品提供を行う支部拠点となる。また、県内外からの支援薬剤師の受け入れ窓口として機能する。他地域の災害時には、近隣の災害拠点病院はもとより地域の医療機関と連携し、調剤業務や薬剤師の派遣を行うものとする。

1. 小松会営薬局を「災害拠点薬局」とし、活用する。
2. 医薬品備蓄や支援薬剤師受け入れ（派遣）の拠点とする。
3. 非常用電源、燃料、交通手段、通信手段を確保する。

4. 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品（資料1）、携行用医薬品（資料2）、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要な資材（資料4）を備蓄する。
5. 自地域外からの支援薬剤師の受入れを想定した計画を立てる。

1. 5 地域薬剤師会における「災害時活動マニュアル」の作成及び会員への周知

1. 災害時の連絡方法や集合場所、参集する役員を決定するなど、小松能美薬剤師会における災害時の対応を決めておく。
 - ① 休日・夜間の場合の対応を検討しておく。
 2. 主要な連絡先の所在地住所、電話番号、地図等を確認する。
 - ① 保健所、医療機関（中核的な病院）、災害拠点病院、災害拠点薬局（仮称）、警察等。
 - ・南加賀保健福祉センター
〒923-8648 石川県小松市園町ヌ48
電話番号 0761-22-0793 FAX番号 0761-22-0805
メールアドレス mhc@pref.ishikawa.lg.jp
 - ・小松市民病院
〒923-8560 石川県小松市向本折町ホ60番地
電話番号 0761-22-7111
 - ・小松警察署
〒923-0802 石川県小松市上小松町乙163番地1
電話番号 0761-22-0110
 - ・能美市立病院
〒929-0122 石川県能美市大浜町ノ85番地
電話番号 0761-55-0560
 - ・寺井警察署
〒923-1121 石川県能美市寺井町リ44番地
電話番号 0761-57-0110
 - ② 災害時の医薬品の集積所（二次集積所→医療救護所）、避難所・医療救護所設置予定場所。
 3. 災害時の医薬品卸の連携体制及び連絡先を確認する。

第2章

1. 6 防災用品の確保

1. 防災用品を常備する（資料1）

- ① 自立して3～4日間過ごせるだけのものを備蓄する。

2 災害発生時の対応（被災した場合）

大規模災害が発生した場合、被災地の地域薬剤師会には自らの被災の有無にかかわらず、被災者に対する医療救援活動（医療救護所で活動する救護班への薬剤師の参加等）が期待される。

自市町が被災地となった場合、小松能美薬剤師会自体が機能しない場合もあり得る。その場合は石川県薬剤師会へ被災状況を報告し、石川県薬剤師会と連携して災害支援活動を行うことが基本となる。

小松能美薬剤師会においては、上述のような基本的な方針のもと、次に掲げるような項目に沿って行動をとる必要がある。

2. 1 災害発生直後

1. 役員間で、電話・メール等により相互に安否確認を行う。
2. 状況に応じ、参集可能な者は小松会営薬局に参集する。
3. あらかじめ定めた各担当者の役割分担を確認し、「災害対策担当者」を中心に、関係者への連絡などを開始する [1.3参照]
4. あらかじめ定めた情報収集の方法を確認し、会員等からの情報収集を開始する。

2. 2 状況の把握

2. 2. 1 会員からの情報収集

1. 薬局・薬剤師の状況に関する情報収集に努める。
 - ① 会員等（従事者、実習生、家族）の安否。
 - ② 薬局の被災状況。
 - ③ 薬局の業務継続状況（業務日時、または再開予定）及び医薬品等の在庫状況。
 - ④ 薬局への支援要請の有無。（薬剤師の派遣、医薬品の供給等）
2. 併せて、会員薬局等に対し、薬剤師会が行う救援活動や地域の医療機関への派遣活動に参加することが可能な薬剤師がいるかを確認する。

2. 2. 2 その他の情報収集

1. 会員からの情報を中心に、被災地の医療事情等の情報収集に努める。

- ① 医療機関の状況（診療日時、または再開予定）、薬剤師派遣の必要性、医薬品の不足状況。
- ② 避難所の状況。（避難所の設置数及び所在地、避難所の設置主体（石川県、小松・能美市、自主避難等）、避難者数、医療救護所の設置状況）
- ③ 医療救護所の状況。（各医療救護所への被災地内外からの医療チームの派遣状況、医療チームの派遣元（〇〇県〇〇病院等）、薬剤師の不足状況、医薬品の不足状況、医療チームの打合せ・引継ぎの場所及び時間など）
- ④ その他被災地全般の状況。（交通事情やライフラインの状況など）

2. 3 行政（市町・保健所）との連絡・調整

2. 3. 1 行政（市町・保健所）への報告

1. 会員から収集した情報を集約し、行政（小松・能美市、石川県南加賀保健福祉センター）へ報告する。

- ① 薬局（店舗）の被災状況（平常、支障、危険等）→自治体へ必ず報告。
- ② 業務継続状況（または再開予定）、医薬品等の在庫状況→自治体へ必ず報告。
- ③ 医薬品の不足状況
- ④ 麻薬、向精神薬、覚せい剤原料、毒物劇物等の保管状況。（自治体からの要請に基づき、被災1週間以降）

2. 3. 2 被災地における医薬品の確保について

1. 被災地における医薬品の不足状況や医薬品供給ルートの確保状況等を確認し、医薬品供給の見通しについて協議する。

- ① 地域の薬局等から供出された医薬品等の取り扱い。（管理・費用支弁）

2. 必要な場合には、市町・保健所より石川県へ医薬品供給の要請を行う。

3. 医薬品集積所の設置場所等を確認する。

- ① 二次集積所の所在地（二次集積所は保健所に設置される場合が多い）。
- ② 二次集積所の管理者及び管理状況。
- ③ 二次集積所から医療救護所等への供給（払い出し）のルール。

4. 一次集積所→二次集積所→医療救護所への配送ルートを確認する。

- ① 生活物資一般の一次集積所において保管・管理される衛生材料や必要資材を医

第2章

薬品の二次集積所へ移送することも必要となる。

2. 3. 3 被災地における薬剤師の救援活動について

1. 被災地における薬剤師の不足状況等を確認し、救援活動の必要性について協議する。
2. 必要な場合には、石川県薬剤師会へ薬剤師派遣の要請を行う。
3. 薬剤師の出動場所と必要人数を検討する。
 - ① 医薬品集積所（二次集積所となる保健所）における医薬品管理。
 - ② 避難所、医療救護所。
 - ③ 医療機関の薬剤部門、災害拠点薬局（小松会営薬局）。
 - ④ 一般の薬局から薬剤師派遣の要請があった場合には、被災地の医療の継続に寄与するものか、他の派遣場所との優先順位等を勘案し、小松能美薬剤師会と石川県薬剤師会が協議の上、支援薬剤師を派遣するかどうかを決定する。
4. 薬剤師の出動場所及び人数を決定するには、自治体のほか、石川県薬剤師会、医療機関、医療救護所の医療チーム等との協議が必要となるため、複数人体制で対応に当たる。
5. 出動場所及び必要人数は変化していくため、継続的に協議を行う。
6. 小松能美薬剤師会に対して市町より「薬剤師派遣」の要請を受ける。
 - ① 震災発生日に遡った日付の文書により要請を受ける。
7. 被災地内外からの薬剤師の受け入れに関する事項について協議する。

[2.7参照]

2. 4 関係団体等との連絡・調整

2. 4. 1 地域医師会（小松・能美市医師会）・歯科医師会

1. 薬局の状況（処方箋の応需が可能な薬局の業務日時等）を報告する。
2. 救援活動の協力体制（医療チームの編成、薬剤師の派遣）について協議する。

2. 4. 2 医薬品卸

1. 被災地における医薬品の不足状況、医薬品供給ルート of 状況、復旧の見通し等について協議する。
2. 医薬品集積所から医療救護所等への配送について協力を要請する。
3. 地域の医療機関の状況について情報を共有する。（通常流通の復旧後）

4. 通常配送ルートへの切り替えについて協議する。

2. 4. 3 医療機関（中核的な病院）

1. 地域の中核的な病院（災害拠点病院：小松市民病院）は災害時には医療拠点（本部）となり、被災地外からの医療チーム（人）や情報が集中する。こうした医療機関と、医療機関外からの薬剤師派遣（小松能美薬剤師会による支援）について協議し、薬剤師の派遣が必要な場合は、小松能美薬剤師会を中心に人的支援を行う。
2. 地域の薬局の状況（開業している薬局の開業時間等）を報告する。

2. 5 支援薬剤師の募集及びリストの作成

1. 被災地における薬剤師確保のため、石川県薬剤師会と協議の上、会員薬局等から支援薬剤師の募集を行う。
 - ① 被災地内外からの薬剤師の受け入れの調整や、地域内の情報伝達等において中心的役割（現地コーディネーターの役割）を果たす「災害対策担当者」の補佐役（後方支援スタッフ）として。
 - ② 医療救護所、医薬品集積所、避難所への派遣のため。
 - ③ 医療機関の薬剤部門、災害拠点薬局への派遣のため。
 - ④ 被災地の薬局への派遣のため。
2. 支援薬剤師のリストを作成する（氏名、年齢、性別、住所、緊急連絡用携帯電話番号等）

2. 6 都道府県薬剤師会への報告、支援要請及び情報交換

※ 石川県薬剤師会が被災した場合は日本薬剤師会へ連絡する。

1. 薬局の被災状況、業務継続状況、医療機関の状況、被災地の医療事情、その他被災地全般の状況を報告する。
2. 現地の被災状況を把握するための先遣隊の派遣、薬剤師の派遣、医薬品の供給、後方支援スタッフの長期的な派遣等について、支援要請を行う。
 - ① 出動場所及び必要人数を伝える。
3. 被災地全般の状況について情報を共有する。

第2章

2. 7 被災地内外からの支援薬剤師の受け入れに係る調整・統括

2. 7. 1 薬剤師の出動計画の策定など

1. 会員薬局等の薬剤師及び被災地外から派遣されてくる薬剤師と、出動先及び受入施設との間の調整を行うため、薬剤師の出動計画（出動日時・期間等）を策定する。（石川県薬剤師会と協議し、3～4人の「薬剤師班」を編成する）
2. 出動計画を策定する上では、派遣元の薬剤師会から石川県薬剤師会を通じて提供されてくる薬剤師の概要（性別、経歴、出動可能日時・期間等）を参考にする。また、出動期間は、災害直後は2泊3日程度でもやむを得ないが、できれば5日～1週間の派遣及び引き継ぎを原則とする。
3. 支援薬剤師の出動記録（氏名、活動場所、活動期間、活動概要等）を残す。

2. 7. 2 後方支援スタッフの配置

1. 「災害対策担当者」を補佐する後方支援スタッフを、地域ごとに必要に応じて配置する。
2. 後方支援スタッフは、被災地内外から派遣されてきた薬剤師へ出動場所や業務概要を説明するなどの役割を担う。
3. 継続的な対応が必要となるため、石川県薬剤師会へ後方支援スタッフの長期間にわたる派遣を要請する。

2. 7. 3 必要な備品の手配など

1. 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品（資料1）、携行用医薬品（資料2）、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要な資材（資料4）を周知、準備する。
2. 被災地外から派遣されてくる薬剤師の移動手段等のための交通手段（自転車、バイク、自動車）を確認する。（石川県薬剤師会と協議する）
3. 地元警察署に申請し、緊急通行車両確認標章を手配する。

2. 8 災害拠点薬局の活用

1. 小松会営薬局を災害拠点薬局とし、医薬品供給や薬剤師派遣の拠点として活用する。

2. 9 会員への情報伝達

1. 情報伝達の方法を確認する。
2. 厚生労働省（日本薬剤師会）、都道府県（石川県薬剤師会）、市町村等からの各種情報・連絡事項を、会員へ連絡する。
3. 地域の医療事情等についても会員へ連絡し、情報を共有する。

2. 10 近隣地域薬剤師会との情報交換・連携

1. 隣接する地域薬剤師会（加賀、白山ののいち支部）へ連絡し、被災地における救援活動等に関し、連携して対応する。
（必要時には、近隣都道府県薬剤師会とも必ず情報交換・連携する）
2. 近隣地域薬剤師会が被災していない場合は、後方支援スタッフの派遣など全面的な支援を要請する。
（必要時には、近隣都道府県薬剤師会とも必ず情報交換・連携する）

3 災害発生時の対応（被災地外の地域薬剤師会）

当該市町村以外で災害が発生した場合は、被災地への災害支援を行うため、次に掲げる事項について準備を行い、石川県薬剤師会と連携して支援活動を行う。

3. 1 被災地近隣の地域薬剤師会の場合

3. 1. 1 被災地への先遣隊派遣

1. 石川県薬剤師会と連携の上、被災地へ先遣隊を派遣する。（石川県薬剤師会から要請を受けることを基本とするが、石川県薬剤師会が通信不能や機能不全の場合は、二次災害の危険性を考慮した上で、自らの判断で派遣する）
2. 被災地の地域薬剤師会の役員等に接触し、地域薬剤師会との連携の下で、被災地の医療事情、薬局の被災状況、薬剤師の不足状況、医薬品供給ルート of 状況、避難所及び医療救護所の状況等を調査する。
3. 先遣隊は、食料、寝具等を含む完全自立型の体制で出動する。
4. 把握した情報は、被災地の地域薬剤師会及び石川県薬剤師会（石川県薬剤師会が通信不能や機能不全の場合は日本薬剤師会）へ報告する。

第2章

3. 1. 2 必要な備品の手配など

1. 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品（資料1）、携行用医薬品（資料2）、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要な資材（資料4）を周知、準備する。
2. 都道府県薬剤師会と協議の上、被災地外から派遣されてくる薬剤師の移動のための交通手段（自転車、バイク、自動車）を確認する。
3. 地元警察署に申請し、緊急通行車両確認標章を手配する。
4. 必要に応じて、被災地外から派遣されてくる薬剤師のための宿泊施設・場所について、石川県薬剤師会と協議する。

3. 2 薬剤師の派遣に向けた準備

1. 石川県薬剤師会との連携の下で、薬剤師の派遣に向けた準備を行う。
 - ① 支援薬剤師の募集を開始する。
 - ② 応募してきた薬剤師のリストを作成する。（氏名、年齢、性別、住所、経歴、緊急連絡用携帯電話番号、出動可能日時・期間等）

3. 3 被災地外への避難者に対する支援

1. 被災地外（自地域）の避難所へ避難した避難者に対する支援活動を行う。
 - ① 避難所の責任者（管理者）と打合せを行い、注意事項やニーズを把握した上で避難所での活動を開始する。
 - ② 救援活動を行う上での留意事項（資料5）を再確認する。
 - ③ 派遣されてきている医療チームとの連携。
 - ④ 一般用医薬品の分類・保管管理、供給。
 - ⑤ 公衆衛生活動。

4 平時に準備すべきこと

地域薬剤師会においては、災害時の医療救護活動を円滑に行うため、日頃から地元三師会との協力体制や近隣の地域薬剤師会との相互連携体制を構築しておく必要がある。さらに、地域の医療機関の薬剤部門と連携し、災害発生時の対応を共有しておく。

また、当該市町と協力協定を締結し、災害発生時に薬剤師が迅速かつ有効に救援活動を行える体制を確立しておくことが重要である。

4. 1 自治体（市町）との協力協定の締結など

4. 1. 1 自治体（市町、保健所）との協議

1. 災害時の医薬品供給体制（医薬品集積所の設置場所等）について協議を行う。
2. 被災地外からの薬剤師の受け入れに関する事項について協議を行う。
3. 市町の防災会議へ参加する。

4. 1. 2 自治体（市町）との協力協定の締結

1. 可能な範囲で、薬剤師の災害時医療救護活動について協力協定を結ぶ。
2. 可能な範囲で、会営薬局等の「災害拠点薬局」を活用した医薬品の備蓄・供給について協力協定を結ぶ。

4. 2 関係団体等との協議

4. 2. 1 地域医師会・歯科医師会

1. 災害時の救援活動の協力体制（医療チームの編成、薬剤師の派遣）について協議する。

4. 2. 2 医薬品卸

1. 災害時の医薬品供給ルート確保や、医薬品集積所から医療救護所等への配送、通常流通復旧後の通常配送ルートへの切り替えなどについて協議する。

4. 2. 3 医療機関（中核的な病院）

1. 地域の中核的な病院（災害拠点病院等）は災害時には医療拠点（本部）となり、被災地外からの医療チーム（人）や情報が集中する。こうした医療機関と、災害時の医療機関外からの薬剤師派遣（地域薬剤師会による支援）について協議する。

4. 3 都道府県薬剤師会を通じた近隣地域薬剤師会との相互連携体制の構築

1. 石川県薬剤師会を交えて、近隣の地域薬剤師会と災害時の救援活動に関する協力・連携体制等について協議する。

4. 4 会員に対する定期的な教育・研修

1. 地域内の医療機関（中核的な病院）における実習研修。
2. 災害時に近隣病院の薬剤部門を支援する場合に、スムーズに業務が行えるように、

第2章

地域薬剤師会が中心となり医療機関の薬剤部門において定期的に実習研修を行う。

4. 5 防災訓練の実施等

1. 防災訓練を年1回程度実施する。
2. 班組織（徒歩か自転車で回れるぐらいの範囲ごとに設置）を活用するなどして会員から連絡を受ける訓練を行う。
3. 自治体、警察機関、消防機関、医療関係者及び一般市民等による合同訓練へ積極的に参加する。

参考資料：資料1、2、5、8、10

「災害対策マニュアル 石川県薬剤師会」参照

資料4

「災害活動ハンドブック 石川県薬剤師会」参照

5 「石川県災害対策マニュアル（支部編）」の見直し

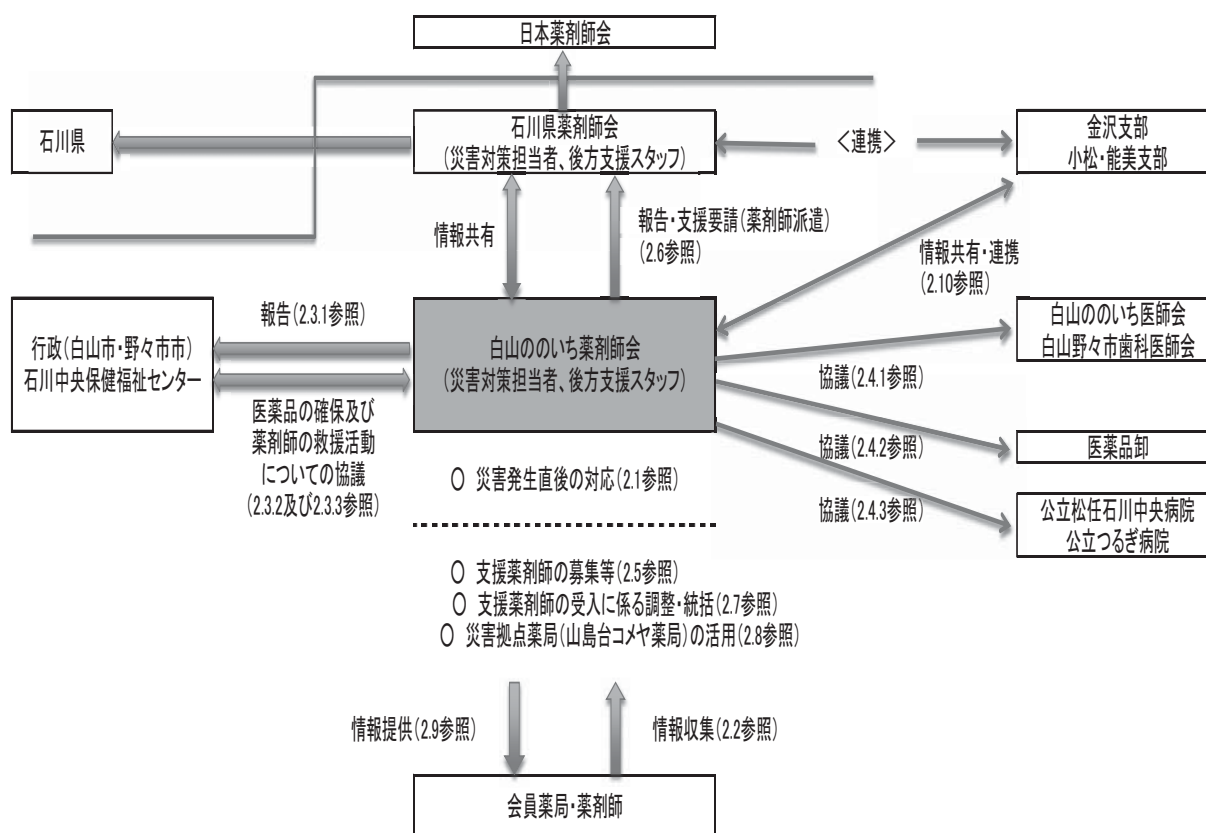
支部災害対策本部長は、少なくとも年1回、本マニュアルの見直しを検討し、必要に応じて改訂を行うものとする

初版 平成25年4月1日 作成

白山ののいち支部

災害発生時には、石川県や白山・野々市市が主体となり、医療を含む被災者への支援が行われるが、白山ののいち薬剤師会はこれに連動した体制で救援活動が行えるよう平時から体制を整備するとともに、行政の指示系統が機能しなくなった場合にも、自主的に活動が行えるように準備する必要がある。

関連図 <地域薬剤師会 ~被災した場合~>



1 直ちに取り組むべきこと

災害発生時の白山ののいち薬剤師会において最も重要なことは、地域における情報収集、石川県薬剤師会への情報提供と支援要請、及び被災地の医療拠点(本部)との連携である。

そのためには、平時に指揮命令系統を検討し、災害対策担当者等を決定しておくとともに、災害時に組織対応の判断を担う者の間の通信手段を確保しておくことが、特に重要である。

第2章

1. 1 災害時の連絡先一覧表の作成など

1. 災害時の連絡先一覧（固定電話、携帯電話番号、メールアドレス）等を作成し、会員等に周知する。[表1参照]
2. 会員等へ情報を早く正確に伝達できる手段（メール、掲示板等）を整備する。

1. 2 通信手段の確保

1. 白山ののいち薬剤師会において複数の通信手段を確保する。
 - ① 固定電話、FAX、インターネット、携帯電話など。
 - ② 災害拠点薬局への災害優先電話の配置。（山島台コメヤ薬局に配置）
2. 白山ののいち薬剤師会の災害時緊急連絡先を関係者に周知する。
 - ① 災害時の緊急連絡先（災害優先電話の設置場所等）を、行政や石川県薬剤師会、地域の中核的な病院など関係者に周知する。

1. 3 白山ののいち薬剤師会における指揮命令系統の確立など

被災地の地域薬剤師会には、会員からの情報収集、自治体や関係団体との連絡・調整、被災地外からの支援薬剤師の受け入れなど、多くの業務が発生します。1人に業務が集中し、疲弊することのないよう、あらかじめ複数人で対応する役割分担を決めておく必要がある。

1. 3. 1 災害時の役割分担の決定

1. 災害時のために、白山ののいち薬剤師会災害対策本部を組織しておく。
2. 災害時の事務局体制を整備しておく。

[表2参照]

3. 災害時における各担当者の役割を決定しておく。
 - ① 各種連絡や情報収集（役割1）
 - ② 災害時受け入れコーディネーター（役割2）
 - ③ 災害支援時の支援薬剤師コーディネート（役割3）
 - ④ 関係機関との調整役（役割4）
 - ⑤ 備品備蓄、医薬品等の流通の確認（役割5）
 - ⑥ 災害拠点薬局の運営（役割6）

1. 3. 2 災害対策担当者等の決定

1. 平時に行政や関係団体等と防災に関する協議を行う上で中心的役割を担う「災害対策担当者」を決定する。災害対策担当者は長基優子先生。
2. 災害対策担当者は、災害発生後、被災地内外からの薬剤師受け入れの調整や、地域内の情報伝達等において中心的役割を果たす。
3. 災害対策担当者を補佐する後方支援スタッフについては、災害対策委員が担当し、必要人員を指名する。
(災害発生直後は、被災地外からの後方支援スタッフの派遣が期待できないことから、災害対策担当者に多くの負担がかかる。したがって、後方支援スタッフは複数人体制としておく。)
4. 石川県薬剤師会と協議し、災害対策担当者及び後方支援スタッフに委任する業務と権限を決定する。
5. 白山ののいち薬剤師会の災害対策担当者と石川県薬剤師会等の災害対策担当者が連携・協議して、災害時の支援体制を整備する。

1. 3. 3 情報収集体制の整備

1. 災害時に会員からの情報収集を円滑に行うための体制を整備しておく。
 - ① 災害対策本部組織内で連絡を取り合う。
 - ② 連絡網を利用して各会員との連絡を取る。

1. 4 災害拠点薬局の整備など

災害拠点薬局は、「支部災害本部」と位置づけ、災害時の医薬品供給や薬剤師派遣等の支部拠点を担う。また、支部会員の安否確認と情報の収集を行い、石川県薬剤師会本部への情報提供を行う。被災時には、支部における医薬品の備蓄拠点とし、地域住民のための調剤および医薬品提供を行う支部拠点となる。また、県内外からの支援薬剤師の受け入れ窓口として機能する。他地域の災害時には、近隣の災害拠点病院はもとより地域の医療機関と連携し、調剤業務や薬剤師の派遣を行うものとする。

1. 山島台コメヤ薬局を「災害拠点薬局」とし、活用する。
2. 医薬品備蓄や支援薬剤師受け入れ（派遣）の拠点とする。
3. 非常用電源、燃料、交通手段、通信手段を確保する。
4. 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品（資料1）、携行用医薬品（資料2）、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要な

第2章

る資材（資料4）を備蓄する。

5. 自地域外からの支援薬剤師の受入れを想定した計画を立てる。

1. 5 地域薬剤師会における「災害時活動マニュアル」の作成及び会員への周知

1. 災害時の連絡方法や集合場所、参集する役員を決定するなど、白山ののいち薬剤師会における災害時の対応を決めておく。

① 休日・夜間の場合の対応を検討しておく。

2. 主要な連絡先の所在地住所、電話番号、地図等を確認する。

① 保健所、医療機関（中核的な病院）、災害拠点薬局、医師会、歯科医師会、警察等。

・石川中央保健福祉センター

〒924-0864 石川県白山市馬場2丁目7番地

電話番号 076-275-2253

・公立松任石川中央病院

〒924-0865 石川県白山市倉光3丁目8番地

電話番号 076-275-2222

・公立つるぎ病院

〒920-2134 石川県白山市鶴来水戸町1番地

電話番号 076-272-1250

・山島台コメヤ薬局(災害拠点薬局)

〒924-0836 石川県白山市山島台6丁目1番地

電話番号 076-274-9988

・白山ののいち医師会

〒924-0865 石川県白山市倉光7丁目122番地

電話番号 076-275-0795

・白山野々市歯科医師会

会長の所在地、電話番号と同

・白山警察署

〒924-0865 石川県白山市倉光町9丁目11-1

電話番号 076-216-0110

② 災害時の医薬品の集積所（二次集積所→医療救護所）、避難所・医療救護所設置予定場所。

3. 災害時の医薬品卸の連携体制及び連絡先を確認する。

1. 6 防災用品の確保

1. 防災用品を常備する（資料1）

① 自立して3～4日間過ごせるだけのものを備蓄する。

2 災害発生時の対応（被災した場合）

大規模災害が発生した場合、被災地の地域薬剤師会には自らの被災の有無にかかわらず、被災者に対する医療救援活動（医療救護所で活動する救護班への薬剤師の参加等）が期待される。

自市町が被災地となった場合、白山ののいち薬剤師会自体が機能しない場合もあり得る。その場合は石川県薬剤師会へ被災状況を報告し、石川県薬剤師会と連携して災害支援活動を行うことが基本となる。

白山ののいち薬剤師会においては、上述のような基本的な方針のもと、次に掲げるような項目に沿って行動をとる必要がある。

2. 1 災害発生直後

1. 役員間で、電話・メール等により相互に安否確認を行う。
2. 状況に応じ、参集可能な者は山島台コメヤ薬局に参集する。
3. あらかじめ定めた各担当者の役割分担を確認し、「災害対策担当者」を中心に、関係者への連絡などを開始する [1.3参照]
4. あらかじめ定めた情報収集の方法を確認し、会員等からの情報収集を開始する。

2. 2 状況の把握

2. 2. 1 会員からの情報収集

1. 薬局・薬剤師の状況に関する情報収集に努める。
 - ① 会員等（従事者、実習生、家族）の安否。
 - ② 薬局の被災状況。
 - ③ 薬局の業務継続状況（業務日時、または再開予定）及び医薬品等の在庫状況。
 - ④ 薬局への支援要請の有無。（薬剤師の派遣、医薬品の供給等）
2. 併せて、会員薬局等に対し、薬剤師会が行う救援活動や地域の医療機関への派遣

第2章

活動に参加することが可能な薬剤師がいるかを確認する。

2. 2. 2 その他の情報収集

1. 会員からの情報を中心に、被災地の医療事情等の情報収集に努める。

- ① 医療機関の状況（診療日時、または再開予定）、薬剤師派遣の必要性、医薬品の不足状況。
- ② 避難所の状況。（避難所の設置数及び所在地、避難所の設置主体（県、市町、自主避難等）、避難者数、医療救護所の設置状況）
- ③ 医療救護所の状況。（各医療救護所への被災地内外からの医療チームの派遣状況、医療チームの派遣元（〇〇県〇〇病院等）、薬剤師の不足状況、医薬品の不足状況、医療チームの打合せ・引継ぎの場所及び時間など）
- ④ その他被災地全般の状況。（交通事情やライフラインの状況など）

2. 3 行政（市町・保健所）との連絡・調整

2. 3. 1 行政（市町・保健所）への報告

1. 会員から収集した情報を集約し、行政（白山市・野々市市、石川中央保健福祉センター）へ報告する。

- ① 薬局（店舗）の被災状況（平常、支障、危険等）→自治体へ必ず報告。
- ② 業務継続状況（または再開予定）、医薬品等の在庫状況→自治体へ必ず報告。
- ③ 医薬品の不足状況
- ④ 麻薬、向精神薬、覚せい剤原料、毒物劇物等の保管状況。（自治体からの要請に基づき、被災1週間以降）

2. 3. 2 被災地における医薬品の確保について

1. 被災地における医薬品の不足状況や医薬品供給ルートの確保状況等を確認し、医薬品供給の見通しについて協議する。

- ① 地域の薬局等から供出された医薬品等の取り扱い。（管理・費用支弁）

2. 必要な場合には、市町・保健所より石川県へ医薬品供給の要請を行う。

3. 医薬品集積所の設置場所等を確認する。

- ① 二次集積所の所在地（二次集積所は保健所に設置される場合が多い）。
- ② 二次集積所の管理者及び管理状況。
- ③ 二次集積所から医療救護所等への供給（払い出し）のルール。

4. 一次集積所→二次集積所→医療救護所への配送ルートを確認する。
 - ① 生活物資一般の一次集積所において保管・管理される衛生材料や必要資材を医薬品の二次集積所へ移送することも必要となる。

2. 3. 3 被災地における薬剤師の救援活動について

1. 被災地における薬剤師の不足状況等を確認し、救援活動の必要性について協議する。
2. 必要な場合には、石川県薬剤師会へ薬剤師派遣の要請を行う。
3. 薬剤師の出動場所と必要人数を検討する。
 - ① 医薬品集積所（二次集積所となる保健所）における医薬品管理。
 - ② 避難所、医療救護所。
 - ③ 医療機関の薬剤部門、災害拠点薬局（山島台コメヤ薬局）。
 - ④ 一般の薬局から薬剤師派遣の要請があった場合には、被災地の医療の継続に寄与するものか、他の派遣場所との優先順位等を勘案し、白山ののいち薬剤師会と石川県薬剤師会が協議の上、支援薬剤師を派遣するかどうかを決定する。
4. 薬剤師の出動場所及び人数を決定するには、自治体のほか、石川県薬剤師会、医療機関、医療救護所の医療チーム等との協議が必要となるため、複数人体制で対応に当たる。
5. 出動場所及び必要人数は変化していくため、継続的に協議を行う。
6. 白山ののいち薬剤師会に対して市町より「薬剤師派遣」の要請を受ける。
 - ① 震災発生日に遡った日付の文書により要請を受ける。
7. 被災地内外からの薬剤師の受け入れに関する事項について協議する。

[2.7参照]

2. 4 関係団体等との連絡・調整

2. 4. 1 白山ののいち医師会及び白山野々市歯科医師会

- ① 薬局の状況（処方箋の応需が可能な薬局の業務日時等）を報告する。
- ② 救援活動の協力体制（医療チームの編成、薬剤師の派遣）について協議する。

2. 4. 2 医薬品卸

1. 被災地における医薬品の不足状況、医薬品供給ルートの状況、復旧の見通し等について協議する。

第2章

2. 医薬品集積所から医療救護所等への配送について協力を要請する。
3. 地域の医療機関の状況について情報を共有する。(通常流通の復旧後)
4. 通常配送ルートへの切り替えについて協議する。

2. 4. 3 医療機関（中核的な病院）

1. 地域の中核的な病院（公立松任中央病院・公立つるぎ病院）は災害時には医療拠点（本部）となり、被災地外からの医療チーム（人）や情報が集中する。こうした医療機関と、医療機関外からの薬剤師派遣（白山ののいち薬剤師会による支援）について協議し、薬剤師の派遣が必要な場合は、白山ののいち薬剤師会を中心に人的支援を行う。
2. 地域の薬局の状況（開業している薬局の開業時間等）を報告する。

2. 5 支援薬剤師の募集及びリストの作成

1. 被災地における薬剤師確保のため、石川県薬剤師会と協議の上、会員薬局等から支援薬剤師の募集を行う。
 - ① 被災地内外からの薬剤師の受け入れの調整や、地域内の情報伝達等において中心的役割（現地コーディネーターの役割）を果たす「災害対策担当者」の補佐役（後方支援スタッフ）として。
 - ② 医療救護所、医薬品集積所、避難所への派遣のため。
 - ③ 医療機関の薬剤部門、災害拠点薬局への派遣のため。
 - ④ 被災地の薬局への派遣のため。
2. 支援薬剤師のリストを作成する（氏名、年齢、性別、住所、緊急連絡用携帯電話番号等）

2. 6 都道府県薬剤師会への報告、支援要請及び情報交換

- ※ 石川県薬剤師会が被災した場合は日本薬剤師会へ連絡する。
1. 薬局の被災状況、業務継続状況、医療機関の状況、被災地の医療事情、その他被災地全般の状況を報告する。
 2. 現地の被災状況を把握するための先遣隊の派遣、薬剤師の派遣、医薬品の供給、後方支援スタッフの長期的な派遣等について、支援要請を行う。
 - ① 出動場所及び必要人数を伝える。
 3. 被災地全般の状況について情報を共有する。

2. 7 被災地内外からの支援薬剤師の受け入れに係る調整・統括

2. 7. 1 薬剤師の出動計画の策定など

1. 会員薬局等の薬剤師及び被災地外から派遣されてくる薬剤師と、出動先及び受入施設との間の調整を行うため、薬剤師の出動計画（出動日時・期間等）を策定する。（石川県薬剤師会と協議し、3～4人の「薬剤師班」を編成する）
2. 出動計画を策定する上では、派遣元の薬剤師会から石川県薬剤師会を通じて提供されてくる薬剤師の概要（性別、経歴、出動可能日時・期間等）を参考にする。また、出動期間は、災害直後は2泊3日程度でもやむを得ないが、できれば5日～1週間の派遣及び引き継ぎを原則とする。
3. 支援薬剤師の出動記録（氏名、活動場所、活動期間、活動概要等）を残す。

2. 7. 2 後方支援スタッフの配置

1. 「災害対策担当者」を補佐する後方支援スタッフを、地域ごとに必要に応じて配置する。
2. 後方支援スタッフは、被災地内外から派遣されてきた薬剤師へ出動場所や業務概要を説明するなどの役割を担う。
3. 継続的な対応が必要となるため、石川県薬剤師会へ後方支援スタッフの長期間にわたる派遣を要請する。

2. 7. 3 必要な備品の手配など

1. 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品（資料1）、携行用医薬品（資料2）、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要な資材（資料4）を周知、準備する。
2. 被災地外から派遣されてくる薬剤師の移動手段等のための交通手段（自転車、バイク、自動車）を確認する。（石川県薬剤師会と協議する）
3. 地元警察署に申請し、緊急通行車両確認標章を手配する。

2. 8 災害拠点薬局の活用

1. 山島台コメヤ薬局を災害拠点薬局とし、医薬品供給や薬剤師派遣の拠点として活用する。

2. 9 会員への情報伝達

1. 情報伝達の方法を確認する。
2. 厚生労働省（日本薬剤師会）、都道府県（石川県薬剤師会）、市町村等からの各種情報・連絡事項を、会員へ連絡する。
3. 地域の医療事情等についても会員へ連絡し、情報を共有する。

2. 10 近隣地域薬剤師会との情報交換・連携

1. 隣接する地域薬剤師会（金沢支部、小松能美支部）へ連絡し、被災地における救援活動等に関し、連携して対応する。
（必要時には、**都道府県薬剤師会**とも必ず情報交換・連携する）
2. 近隣地域薬剤師会が被災していない場合は、後方支援スタッフの派遣など全面的な支援を要請する。
（必要時には、**都道府県薬剤師会**とも必ず情報交換・連携する）

3 災害発生時の対応（被災地外の地域薬剤師会）

当該市町村以外で災害が発生した場合は、被災地への災害支援を行うため、次に掲げる事項について準備を行い、石川県薬剤師会と連携して支援活動を行う。

3. 1 被災地近隣の地域薬剤師会の場合

3. 1. 1 被災地への先遣隊派遣

1. 石川県薬剤師会と連携の上、被災地へ先遣隊を派遣する。（石川県薬剤師会から要請を受けることを基本とするが、石川県薬剤師会が通信不能や機能不全の場合は、二次災害の危険性を考慮した上で、自らの判断で派遣する）
2. 被災地の地域薬剤師会の役員等に接触し、地域薬剤師会との連携の下で、被災地の医療事情、薬局の被災状況、薬剤師の不足状況、医薬品供給ルート of 状況、避難所及び医療救護所の状況等を調査する。
3. 先遣隊は、食料、寝具等を含む完全自立型の体制で出動する。
4. 把握した情報は、被災地の地域薬剤師会及び石川県薬剤師会（石川県薬剤師会が通信不能や機能不全の場合は日本薬剤師会）へ報告する。

3. 1. 2 必要な備品の手配など

1. 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品（資料1）、携行用医薬品（資料2）、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要な資材（資料4）を周知、準備する。
2. 都道府県薬剤師会と協議の上、被災地外から派遣されてくる薬剤師の移動のための交通手段（自転車、バイク、自動車）を確認する。
3. 地元警察署に申請し、緊急通行車両確認標章を手配する。
4. 必要に応じて、被災地外から派遣されてくる薬剤師のための宿泊施設・場所について、石川県薬剤師会と協議する。

3. 2 薬剤師の派遣に向けた準備

1. 石川県薬剤師会との連携の下で、薬剤師の派遣に向けた準備を行う。
 - ① 支援薬剤師の募集を開始する。
 - ② 応募してきた薬剤師のリストを作成する。（氏名、年齢、性別、住所、経歴、緊急連絡用携帯電話番号、出動可能日時・期間等）

3. 3 被災地外への避難者に対する支援

1. 被災地外（自地域）の避難所へ避難した避難者に対する支援活動を行う。
 - ① 避難所の責任者（管理者）と打合せを行い、注意事項やニーズを把握した上で避難所での活動を開始する。
 - ② 救援活動を行う上での留意事項（資料5）を再確認する。
 - ③ 派遣されてきている医療チームとの連携。
 - ④ 一般用医薬品の分類・保管管理、供給。
 - ⑤ 公衆衛生活動。

4 平時に準備すべきこと

地域薬剤師会においては、災害時の医療救護活動を円滑に行うため、日頃から地元三師会との協力体制や近隣の地域薬剤師会との相互連携体制を構築しておく必要がある。さらに、地域の医療機関の薬剤部門と連携し、災害発生時の対応を共有しておく。

また、当該市町と協力協定を締結し、災害発生時に薬剤師が迅速かつ有効に救援活動を行える体制を確立しておくことが重要である。

第2章

4. 1 自治体（市町）との協力協定の締結など

4. 1. 1 自治体（市町、保健所）との協議

1. 災害時の医薬品供給体制（医薬品集積所の設置場所等）について協議を行う。
2. 被災地外からの薬剤師の受け入れに関する事項について協議を行う。
3. 市町の防災会議へ参加する。

4. 1. 2 自治体（市町）との協力協定の締結

1. 可能な範囲で、薬剤師の災害時医療救護活動について協力協定を結ぶ。
2. 可能な範囲で、会営薬局等の「災害拠点薬局」を活用した医薬品の備蓄・供給について協力協定を結ぶ。

4. 2 関係団体等との協議

4. 2. 1 白山ののいち医師会及び白山野々市歯科医師会

1. 災害時の救援活動の協力体制（医療チームの編成、薬剤師の派遣）について協議する。

4. 2. 2 医薬品卸

1. 災害時の医薬品供給ルート確保や、医薬品集積所から医療救護所等への配送、通常流通復旧後の通常配送ルートへの切り替えなどについて協議する。

4. 2. 3 医療機関（中核的な病院）

1. 地域の中核的な病院は災害時には医療拠点（本部）となり、被災地外からの医療チーム（人）や情報が集中する。こうした医療機関と、災害時の医療機関外からの薬剤師派遣（地域薬剤師会による支援）について協議する。

4. 3 都道府県薬剤師会を通じた近隣地域薬剤師会との相互連携体制の構築

1. 石川県薬剤師会を交えて、近隣の地域薬剤師会と災害時の救援活動に関する協力・連携体制等について協議する。

4. 4 会員に対する定期的な教育・研修

1. 地域内の医療機関（中核的な病院）における実習研修。
2. 災害時に近隣病院の薬剤部門を支援する場合に、スムーズに業務が行えるように、

地域薬剤師会が中心となり医療機関の薬剤部門において定期的に実習研修を行う。

4. 5 防災訓練の実施等

1. 防災訓練を年1回程度実施する。
2. 班組織（徒歩か自転車で回れるぐらいの範囲ごとに設置）を活用するなどして会員から連絡を受ける訓練を行う。
3. 自治体、警察機関、消防機関、医療関係者及び一般市民等による合同訓練へ積極的に参加する。

4. 6 災害対策マニュアルの見直しについて

災害対策支部長は、少なくとも年1回、本マニュアルの見直しを検討し、必要に応じて改訂を行うものとする

初版 平成25年4月1日 作成

参考資料：資料1、2、5、8、10

「災害対策マニュアル 石川県薬剤師会」参照

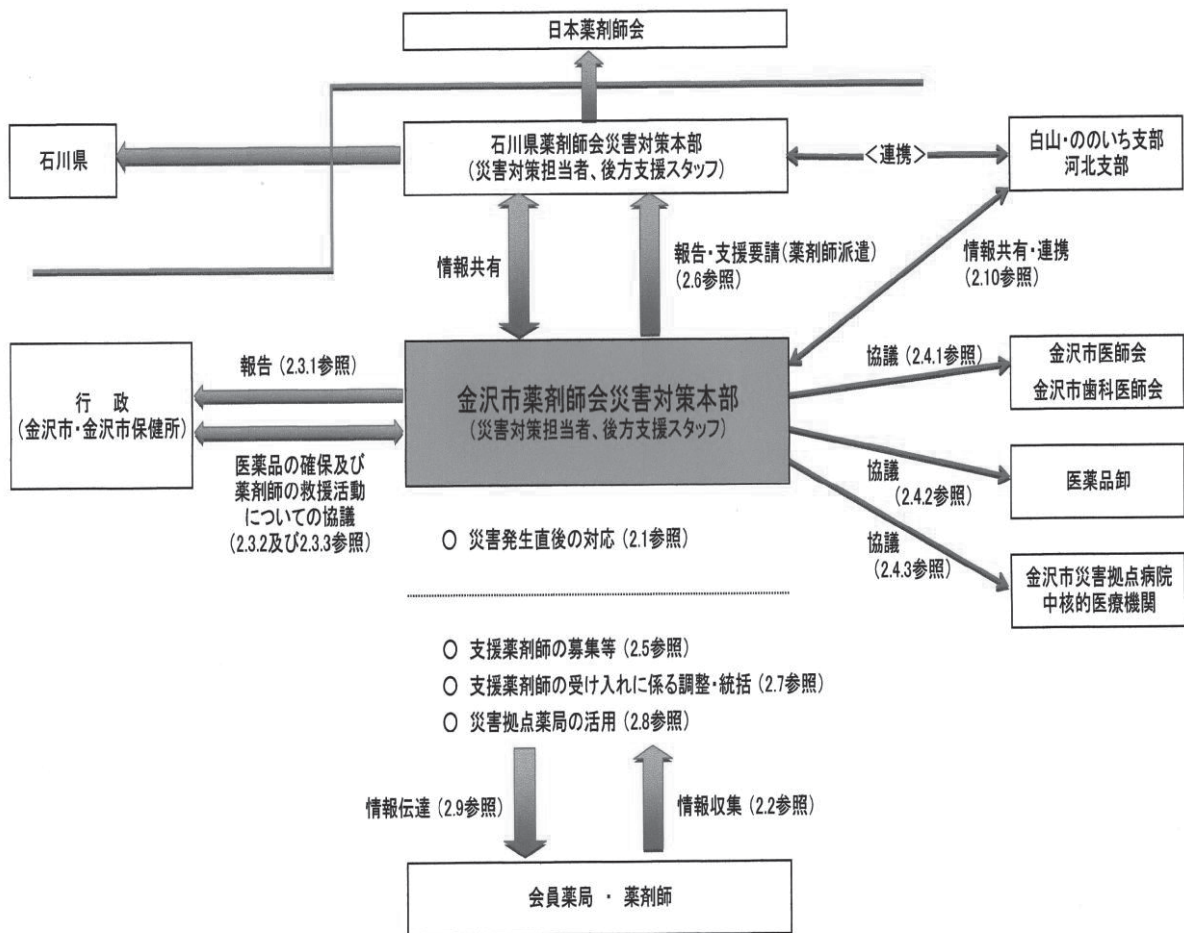
資料4

「災害活動ハンドブック 石川県薬剤師会」参照

金 沢 支 部

災害発生時には、石川県や金沢市が主体となり、医療を含む被災者への支援が行われるが、金沢市薬剤師会ではこれに連動した体制で救援活動が行えるよう平時から体制を整備するとともに、行政の指示系統が機能しなくなった場合にも、自主的に活動が行えるよう準備する必要がある。

関連図 <金沢市薬剤師会 へ被災した場合へ>



1 直ちに取り組むべきこと

災害発生時の金沢市薬剤師会において最も重要なことは、地域における情報収集、石川県薬剤師会への情報提供と支援要請、及び被災地の医療拠点(本部)との連携である。

そのためには、平時に指揮命令系統を検討し、災害対策担当者等を決定しておくとともに、災害時に組織対応の判断を担う者の間の通信手段を確保しておくことが、特に重

要である。

1. 1 災害時の連絡先一覧表の作成と伝達手段の整備

1. 災害時の連絡先一覧（携帯電話番号、メールアドレス）等を作成し、会員等に周知する。
2. 会員等へ情報を早く正確に伝達できる手段（メール、ホームページ）を整備する。

1. 2 通信手段の確保と周知

1. 金沢市薬剤師会において複数の通信手段を確保する。
 - ① 金沢市薬剤師会事務局（〒920-0935 石川県金沢市石引 4-1-13）
 - ・固定電話：076-262-4489・Fax：076-262-4492
 - ・携帯電話：090-1394-2378
 - ・インターネット：shiyaku-office@tulip.ocn.ne.jp
 - ② 災害拠点薬局（紫錦台薬局）への災害時優先電話の配置
2. 金沢市薬剤師会の災害時の緊急連絡先を関係者に周知する。
 - ① 金沢市薬剤師会の災害時の緊急連絡先を、行政や石川県薬剤師会、地域の中核的な病院など関係者に周知
 - ・金沢市薬剤師会事務局（Tel：076-262-4489、Fax：076-262-4492）
 - ・会営薬局 紫錦台薬局（Tel：076-262-0489、Fax：076-262-2489）
 - ・会長宅 かねだ薬局（Tel：076-241-2313、Fax：076-241-0194）
3. ブログ利用による安否確認手段を整備する。
 - ① PCサイトや携帯サイトを利用した安否確認
 - ② サイトのアドレス（URL）を関係者に周知

1. 3 金沢市薬剤師会における指揮命令系統の確立

被災地の地域薬剤師会には、会員からの情報収集、自治体や関係団体との連絡・調整、被災地外からの支援薬剤師の受け入れなど、多くの業務が発生します。1人に業務が集中し、疲弊することのないよう、あらかじめ複数人で対応する役割分担を決めておく必要がある。

1. 3. 1 災害時の役割分担の決定

1. 災害時のために、金沢市薬剤師会災害対策本部を組織しておく。

第2章

- ① 災害対策本部長 兼田春生（金沢市薬会長）
- ② 災害対策副本部長 村井裕大、村田世里子、乙田雅章（以上、金沢市薬副会長）

2. 災害発生直後における災害対策本部の役割分担を決定しておく。

- ① 行政（金沢市、金沢市保健所）との連絡・調整
- ② 金沢市医師会・金沢市歯科医師会との連絡・調整
- ③ 医薬品卸との連絡・調整
- ④ 医療機関（中核的な病院）との連絡・調整
- ⑤ 石川県薬剤師会災害対策本部への報告、支援要請及び情報交換
- ⑥ その他

3. 災害時の事務局体制を整備しておく。

1. 3. 2 災害対策担当者等の決定

1. 平時に行政や関係団体等と防災に関する協議を行う上で中心的役割を担う「災害対策担当者」を決定する。（石川県薬剤師会と協議し、金沢市薬剤師会に数名程度配置する。）

- ① 川尻義典（金沢市薬専務理事）
- ② 針田昌子（金沢市薬理事、石川県薬災害支援活動推進事業支部委員）
- ③ 松栄聡史（金沢市薬理事、紫錦台薬局管理者）
- ④ 川尻力（金沢市薬理事、かもめ薬局管理者）
- ⑤ 綿谷敏彦（金沢市薬理事、石川県薬災害支援活動推進事業本部委員）

2. 災害対策担当者は、災害発生後、被災地内外からの薬剤師受け入れの調整や、地域内の情報伝達等において中心的役割（現地コーディネーターの役割）を果たす。

3. 災害発生直後における災害対策担当者の役割分担を決定しておく。

- ① 災害対策本部のサポート
- ② 情報収集と状況の把握
- ③ 支援薬剤師の募集及びリストの作成
- ④ 被災地内外からの支援薬剤師の受け入れに係る調整・統括
- ⑤ 災害拠点薬局の運営・活用
- ⑥ 会員への情報伝達
- ⑦ 近隣地域薬剤師会との情報交換・連携
- ⑧ その他

4. 災害対策担当者を補佐する後方支援スタッフについても、災害対策担当者が指名

するなどし、決定しておくことが望ましい。

5. 災害発生直後は、被災地外からの後方支援スタッフの派遣が期待できないことから、災害対策担当者に多くの負担がかかる。したがって、後方支援スタッフは複数人体制としておくことが望ましい。
6. 石川県薬剤師会と協議し、災害対策担当者及び後方支援スタッフに委任する業務と権限を決定する。
7. 金沢市薬剤師会の災害対策担当者と石川県薬剤師会等の災害対策担当者が連携・協議して、災害時の支援体制を整備する。

1. 3. 3 情報収集体制の整備

1. 災害時に会員からの情報収集を円滑に行うための体制を整備しておく。
(徒歩か自転車で回れるぐらいの範囲ごとに班組織を設置するなど)

1. 4 災害拠点薬局の整備

災害拠点薬局は「支部災害対策本部」と位置づけ、災害時の医薬品供給や薬剤師派遣等の支部拠点を担う。また、支部会員の安否確認と情報の収集を行い、石川県薬剤師会災害対策本部への情報提供を行う。被災時には、支部における医薬品の備蓄拠点とし、地域住民のための調剤および医薬品提供を行う支部拠点となる。また、県内外からの支援薬剤師の受け入れ窓口として機能する。他地域の災害時には、近隣の災害拠点病院はもとより地域の医療機関と連携し、調剤業務や薬剤師の派遣を行うものとする。

1. 「紫錦台薬局」と「かもめ薬局」を災害拠点薬局とし、活用する。

① 社団法人金沢市薬剤師会 紫錦台薬局

〒920-0935 金沢市石引 4-1-13

TEL : 076-262-0489、Fax : 076-262-2489、

夜間連絡先（携帯電話）：090-1394-2378

② かもめ薬局

〒920-8201 金沢市鞍月東 1 丁目 24 番地

TEL : 076-239-1540、Fax : 076-239-0051、夜間連絡先 : 076-6813-1000

2. 医薬品備蓄や支援薬剤師受け入れ（派遣）の拠点とする。
3. 非常用電源、燃料、交通手段、通信手段を確保する。
4. 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品【資料1】、携行用医薬品【資料

第2章

【2】、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要な資材【資料4】を備蓄する。

5. 自地域外からの支援薬剤師の受入れを想定した計画を立てる。

1. 5 金沢市薬剤師会における「災害時活動マニュアル」の作成及び会員への周知

1. 災害時の連絡方法や集合場所、参集する役員を決定するなど、金沢市薬剤師会における災害時の対応を決めておく。

① 休日・夜間の場合の対応を検討しておく。

2. 主要な連絡先の所在地住所、電話番号等を確認する。

① 保健所・福祉健康センター（☆以下に示す校下名は各福祉健康センターの所轄区域）

・金沢市保健所 〒920-8533 西念 3-4-25

Tel : (076) 234-5102、Fax : (076) 234-5104

・駅西福祉健康センター 〒920-8533 西念 3-4-25

Tel : (076) 234-5103、Fax : (076) 234-5104

☆長田町、諸江町、浅野川、鞍月、栗崎、大野町、金石町、大徳、木曳野、戸坂、西、緑、安原、西南部、三和、米丸、新神田

・泉野福祉健康センター 〒921-8034 泉野町 6-15-5

Tel : (076) 242-1131、Fax : (076) 242-8037

☆野町、弥生、中村町、十一屋、長坂台、泉野、新堅町、菊川町、小立野、南小立野、押野、三馬、米泉、富樫、伏見台、額、四十万、扇台、内川、犀川、湯涌、東浅川

・元町福祉健康センター 〒920-0842 元町 1-12-12

Tel : (076) 251-0200、Fax : (076) 251-5704

☆材木町、味噌蔵町、中央、明成、馬場、森山町、浅野町、小坂、千坂、夕日寺、大浦、田上、俵、医王山、森本、花園、朝日、不動寺、三谷、杜の里

② 中核的な病院

・石川県立中央病院

鞍月東 2-1

Tel : 076-237-8211

・金沢市立病院

平和町 3-7-3

Tel : 076-245-2600

- ・金沢赤十字病院
三馬 2-251 TEL : 076-242-8131
- ・金沢大学附属病院
宝町 13-1 TEL : 076-265-2000
- ・国立病院機構金沢医療センター
下石引町 1-1 TEL : 076-262-4161

③ 警察署

- ・金沢中警察署
〒920-0993 下本多町六番丁 15-1 TEL : 076-222-0110
- ・金沢東警察署
〒920-0842 元町 2-15-1 TEL : 076-253-0110
- ・金沢西警察署
〒920-0336 金石本町イ 1-1 TEL : 076-266-0110

④ 消防署

- ・駅西消防署
〒920-0025 駅西本町 1-11-29 TEL : 076-280-6007
- ・中央消防署
〒921-8042 泉本町 7-9-2 TEL : 076-280-5016
- ・金石消防署
〒920-0335 金石東 1-3-3 TEL : 076-280-7012

⑤ 災害時の医薬品の集積所

金沢市における医薬品の災害物資集積拠点（救援物資集配センター）の候補は金沢市保健所（西念3-4-25）。臨時ヘリポートとして姉妹都市公園を利用する予定。

⑥ 避難所設置予定場所

金沢市防災マップ参照

<http://www2.wagamachi-guide.com/kanazawa-bousai/>

3. 災害時の医薬品卸の連携体制及び連絡先を確認する。《今後要確認》

1. 6 防災用品の確保【資料1】

1. 防災用品（自立して3～4日間過ごせるだけのもの）を常備する。

2 災害発生時の対応（被災した場合）

大規模災害が発生した場合、被災地の地域薬剤師会には自らの被災の有無にかかわらず、被災者に対する医療救援活動（医療救護所で活動する救護班への薬剤師の参加等）が期待される。

金沢市が被災地となった場合、金沢市薬剤師会自体が機能しない場合もあり得る。その場合は石川県薬剤師会へ被災状況を報告し、石川県薬剤師会と連携して災害支援活動を行うことが基本となる。

金沢市薬剤師会においては、上述のような基本的な方針のもと、次に掲げるような項目に沿って行動をとる必要がある。【[関連図<金沢市薬剤師会 ～被災した場合～>] 参照】

2. 1 災害発生直後

1. 役員間で、電話・メール等により相互に安否確認を行う。
2. 状況に応じ、参集可能な者は紫錦台薬局に参集する。
3. あらかじめ定めた各担当者（役員等）の役割分担を確認し、「災害対策担当者」を中心に、関係者への連絡などを開始する。【[1. 3] 参照】
4. あらかじめ定めた情報収集の方法を確認し、会員等からの情報収集を開始する。

2. 2 状況の把握

2. 2. 1 会員からの情報収集

1. 薬局・薬剤師の状況に関する情報収集に努める。
 - ① 会員等（従事者、実習生、家族）の安否
 - ② 薬局の被災状況
 - ③ 薬局の業務継続状況（業務日時、または再開予定）及び医薬品等の在庫状況
 - ④ 薬局への支援要請の有無（薬剤師の派遣、医薬品の供給等）
2. 併せて、会員薬局等に対し、薬剤師会が行う救援活動や地域の医療機関への派遣活動に参加することが可能な薬剤師がいるかを確認する。

2. 2. 2 その他の情報収集

1. 会員からの情報を中心に、被災地の医療事情等の情報収集に努める。
 - ① 医療機関の状況（診療日時または再開予定）、薬剤師派遣の必要性、医薬品の不足状況

- ② 避難所の状況（避難所の設置数及び所在地、避難所の設置主体（県、市町、自主避難等）、避難者数、医療救護所の設置状況）
- ③ 医療救護所の状況（各医療救護所への被災地内外からの医療チームの派遣状況、医療チームの派遣元（〇〇県〇〇病院等）、薬剤師の不足状況、医薬品の不足状況、医療チームの打合せ・引継ぎの場所及び時間など）
- ④ その他被災地全般の状況（交通事情やライフラインの状況など）

2. 3 行政との連絡・調整

2. 3. 1 行政（金沢市・金沢市保健所）への報告

- 1. 会員から収集した情報を集約し、行政（金沢市・金沢市保健所）へ報告する。
 - ① 薬局（店舗）の被災状況（平常、支障、危険等）→金沢市へ必ず報告
 - ② 業務継続状況（または再開予定）、医薬品等の在庫状況→金沢市へ必ず報告
 - ③ 医薬品の不足状況
 - ④ 麻薬、向精神薬、覚せい剤原料、毒物劇物等の保管状況（行政からの要請に基づき、被災1週間以降）

2. 3. 2 被災地における医薬品の確保について

- 1. 被災地における医薬品の不足状況や医薬品供給ルートの確保状況等を確認し、医薬品供給の見通しについて協議する。
 - ① 地域の薬局等から供出された医薬品等の取り扱い（管理・費用支弁）
- 2. 必要な場合には、金沢市・金沢市保健所より石川県へ医薬品供給の要請を行う。
- 3. 医薬品集積所の設置場所等を確認する。
 - ① 二次集積所の所在地（二次集積所は福祉健康センターに設置される場合が多い）
 - ② 二次集積所の管理者及び管理状況
 - ③ 二次集積所から医療救護所等への供給（払い出し）のルール
- 4. 一次集積所→二次集積所→医療救護所への配送ルートを確認する。
 - ① 生活物資一般の一次集積所において保管・管理される衛生材料や必要資材を医薬品の二次集積所へ移送することも必要

2. 3. 3 被災地における薬剤師の救援活動について

- 1. 被災地における薬剤師の不足状況等を確認し、救援活動の必要性について協議す

第2章

る。

2. 必要な場合には、石川県薬剤師会へ薬剤師派遣の要請を行う。
3. 薬剤師の出動場所と必要人数を検討する。
 - ① 医薬品集積所（二次集積所となる保健所・福祉健康センター）における医薬品管理
 - ② 医療救護所、避難所
 - ③ 医療機関の薬剤部門、災害拠点薬局
 - ④ 一般の薬局（一般の薬局から薬剤師派遣の要請があった場合には、被災地の医療の継続に寄与するものか、他の派遣場所との優先順位等を勘案し、金沢市薬剤師会と石川県薬剤師会が協議の上、支援薬剤師を派遣するかどうかを決定）
4. 薬剤師の出動場所及び人数を決定するには、金沢市のほか、石川県薬剤師会、医療機関、医療救護所の医療チーム等との協議が必要となるため、複数人体制で対応に当たる。
5. 出動場所及び必要人数は変化していくため、継続的に協議を行う。
6. 金沢市薬剤師会に対して金沢市より「薬剤師派遣」の要請を受ける。
 - ① 震災発生日に遡った日付の文書により要請を受ける。
7. 被災地内外からの薬剤師の受け入れに関する事項について協議する。

【[2. 7] 参照】

2. 4 関係団体等との連絡・調整

2. 4. 1 金沢市医師会・金沢市歯科医師会

1. 金沢市内の薬局の状況（処方箋の応需が可能な薬局の業務日時等）を報告する。
2. 救援活動の協力体制（医療チームの編成、薬剤師の派遣）について協議する。

2. 4. 2 医薬品卸

1. 被災地における医薬品の不足状況、医薬品供給ルート状況、復旧の見通し等について協議する。
2. 医薬品集積所から医療救護所等への配送について協力を要請する。
3. 金沢市の医療機関の状況について情報を共有する。
(通常流通の復旧後)
4. 通常配送ルートへの切り替えについて協議する。

2. 4. 3 医療機関（中核的な病院）

1. 金沢市内の中核的な病院（災害拠点病院等）は災害時には医療拠点（本部）となり、被災地外からの医療チーム（人）や情報が集中する。こうした医療機関と、医療機関外からの薬剤師派遣（金沢市薬剤師会による支援）について協議し、薬剤師の派遣が必要な場合は、金沢市薬剤師会を中心に人的支援を行う。
2. 金沢市内の薬局の状況（開業している薬局の開業時間等）を報告する。

2. 5 支援薬剤師の募集及びリストの作成

1. 被災地において、以下の役割を担う薬剤師を確保するため、石川県薬剤師会と協議の上、会員薬局等から支援薬剤師の募集を行う。
 - ① 被災地内外からの薬剤師の受け入れの調整や地域内の情報伝達等において中心的役割（現地コーディネーターの役割）を果たす「災害対策担当者」の補佐
 - ② 医療救護所、医薬品集積所、避難所への派遣
 - ③ 医療機関の薬剤部門、災害拠点薬局への派遣
 - ④ 被災地の薬局への派遣
 - ⑤ その他必要とされる業務の遂行
2. 支援薬剤師のリストを作成する（氏名、年齢、性別、住所、緊急連絡用携帯電話番号等）。

2. 6 石川県薬剤師会への報告、支援要請及び情報交換

※石川県薬剤師会が被災した場合は日本薬剤師会へ連絡する。

1. 薬局の被災状況、業務継続状況、医療機関の状況、被災地の医療事情、その他被災地全般の状況を報告する。
2. 現地の被災状況を把握するための先遣隊の派遣、薬剤師の派遣、医薬品の供給、後方支援スタッフの長期的な派遣等について、支援要請を行う。
 - ① 出動場所及び必要人数を伝える。
3. 被災地全般の状況について情報を共有する。

2. 7 被災地内外からの支援薬剤師の受け入れに係る調整・統括

2. 7. 1 薬剤師の出動計画の策定

1. 会員薬局等の薬剤師及び被災地外から派遣されてくる薬剤師と、出動先及び受入施設との間の調整を行うため、薬剤師の出動計画（出動日時・期間等）を策定す

第2章

る。(石川県薬剤師会と協議し、3～4人の「薬剤師班」を編成する。)

2. 出動計画を策定する上では、派遣元の薬剤師会から石川県薬剤師会を通じて提供されてくる薬剤師の概要(性別、経歴、出動可能日時・期間等)を参考にする。また、出動期間は、災害直後は2泊3日程度でもやむを得ないが、できれば5日～1週間の派遣及び引き継ぎを原則とする。
3. 支援薬剤師の出動記録(氏名、活動場所、活動期間、活動概要等)を残す。

2.7.2 後方支援スタッフの配置

1. 「災害対策担当者」を補佐する後方支援スタッフを、地域ごとに必要に応じて配置する。
2. 後方支援スタッフは、被災地内外から派遣されてきた薬剤師へ出動場所や業務概要を説明するなどの役割を担う。
3. 継続的な対応が必要となるため、石川県薬剤師会へ後方支援スタッフの長期間にわたる派遣を要請する。

2.7.3 必要な備品の手配

1. 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品【資料1】、携行用医薬品【資料2】、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要な資材【資料4】を周知、準備する。
2. 被災地外から派遣されてくる薬剤師の移動手段等のための交通手段(自転車、バイク、自動車など)を確認する。(石川県薬剤師会と協議する。)
3. 地元警察署に申請し、緊急通行車両確認標章を手配する。

2.8 災害拠点薬局の活用

1. 災害拠点薬局(紫錦台薬局・かもめ薬局)を、医薬品供給や薬剤師派遣の拠点として活用する。

2.9 会員への情報伝達

1. 情報伝達の方法を確認する。
2. 厚生労働省、日本薬剤師会、石川県、石川県薬剤師会、金沢市、金沢市薬剤師会からの各種情報・連絡事項を、会員へ連絡する。
3. 地域の医療事情等についても会員へ連絡し、情報を共有する。

2. 10 近隣地域薬剤師会との情報交換・連携

1. 隣接する地域薬剤師会（河北支部と白山ののいち支部、必要に応じて富山県薬全砺波薬剤師会）へ連絡し、被災地における救援活動等に関し、連携して対応する。
（必要時には、石川県薬剤師会とも必ず情報交換・連携する。）
2. 近隣地域薬剤師会が被災していない場合は、後方支援スタッフの派遣など全面的な支援を要請する。（必要時には、石川県薬剤師会とも必ず情報交換・連携する。）

3 災害発生時の対応（直接の被害はなかった場合）

金沢市以外で災害が発生した場合は、被災地への災害支援を行うため、次に掲げる事項について準備を行い、石川県薬剤師会と連携して支援活動を行う。

3. 1 被災地近隣の地域薬剤師会の場合

3. 1. 1 被災地への先遣隊派遣

1. 石川県薬剤師会と連携の上、被災地へ先遣隊を派遣する。（石川県薬剤師会から要請を受けることを基本とするが、石川県薬剤師会が通信不能や機能不全の場合は、二次災害の危険性を考慮した上で、自らの判断で派遣する）
2. 被災地の地域薬剤師会の役員等に接触し、金沢市薬剤師会との連携の下で、被災地の医療事情、薬局の被災状況、薬剤師の不足状況、医薬品供給ルート of 状況、避難所及び医療救護所の状況等を調査する。
3. 先遣隊は、食料や寝具等を含む完全自立型の体制で出動する。
4. 把握した情報は、被災地の地域薬剤師会及び石川県薬剤師会（石川県薬剤師会が通信不能や機能不全の場合は日本薬剤師会）へ報告する。

3. 1. 2 必要な備品の手配

1. 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品【資料1】、携行用医薬品【資料2】、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要な資材【資料4】を周知、準備する。
2. 石川県薬剤師会と協議の上、被災地外から派遣されてくる薬剤師の移動のための交通手段（自転車、バイク、自動車など）を確認する。
3. 地元警察署に申請し、緊急通行車両確認標章を手配する。
4. 必要に応じて、被災地外から派遣されてくる薬剤師のための宿泊施設・場所につ

第2章

いて、石川県薬剤師会と協議する。

3. 2 薬剤師の派遣に向けた準備

1. 石川県薬剤師会との連携の下で、薬剤師の派遣に向けた準備を行う。
 - ① 支援薬剤師の募集を開始
 - ② 応募してきた薬剤師のリストを作成（氏名、年齢、性別、住所、経歴、緊急連絡用携帯電話番号、出動可能日時・期間等）

3. 3 被災地外への避難者に対する支援

- 1 被災地外（自地域）の避難所へ避難した避難者に対する支援活動を行う。
 - ① 避難所の責任者（管理者）と打合せを行い、注意事項やニーズを把握した上で避難所での活動を開始
 - ② 救援活動を行う上での留意事項【資料5】を再確認
 - ③ 派遣されてきている医療チームとの連携
 - ④ 一般用医薬品の分類・保管管理、供給
 - ⑤ 公衆衛生活動

4 平時に準備すべきこと

地域薬剤師会においては、災害時の医療救護活動を円滑に行うため、日頃から地元三師会との協力体制や近隣の地域薬剤師会との相互連携体制を構築しておく必要がある。さらに、地域の医療機関の薬剤部門と連携し、災害発生時の対応を共有しておく。

また、当該市町と協力協定を締結し、災害発生時に薬剤師が迅速かつ有効に救援活動を行える体制を確立しておくことが重要である。

4. 1 行政との協力協定の締結

4. 1. 1 行政（金沢市・金沢市保健所）との協議
 1. 災害時の医薬品供給体制（医薬品集積所の設置場所等）について協議を行う。
 2. 被災地外からの薬剤師の受け入れに関する事項について協議を行う。
 3. 金沢市の防災会議へ参加する。

4. 1. 2 行政（金沢市・金沢市保健所）との協力協定の締結

1. 可能な範囲で、薬剤師の災害時医療救護活動について協力協定を結ぶ。
2. 可能な範囲で、「災害拠点薬局」を活用した医薬品の備蓄・供給について協力協定を結ぶ。

4. 2 関係団体等との協議

4. 2. 1 金沢市医師会・金沢市歯科医師会

1. 災害時の救援活動の協力体制（医療チームの編成、薬剤師の派遣）について協議する。

4. 2. 2 医薬品卸

1. 災害時の医薬品供給ルートの確保や、医薬品集積所から医療救護所等への配送、通常流通復旧後の通常配送ルートへの切り替えなどについて協議する。

4. 2. 3 医療機関（中核的な病院）

1. 金沢市内の中核的な病院（災害拠点病院等）は災害時には医療拠点（本部）となり、被災地外からの医療チーム（人）や情報が集中する。こうした医療機関と、災害時の医療機関外からの薬剤師派遣（金沢市薬剤師会による支援）について協議する。

4. 3 石川県薬剤師会を通じた近隣地域薬剤師会との相互連携体制の構築

1. 石川県薬剤師会を交えて、近隣の地域薬剤師会と災害時の救援活動に関する協力・連携体制等について協議する。

4. 4 会員に対する定期的な教育・研修

1. 金沢市内の医療機関（中核的な病院）における実習研修に参加する。
2. 災害時に近隣病院の薬剤部門を支援する場合に、スムーズに業務が行えるように、金沢市薬剤師会が中心となり医療機関の薬剤部門において定期的に実習研修を行う。

4. 5 防災訓練の実施等

1. 防災訓練を年1回程度実施する。

第2章

2. 班組織（徒歩か自転車で回れるぐらいの範囲ごとに設置）を活用するなどして会員から連絡を受ける訓練を行う。
3. 行政、警察機関、消防機関、医療関係者及び一般市民等による合同防災訓練へ積極的に参加する。

5 「石川県薬剤師会災害対策マニュアル支部編」の見直し

支部災害対策本部長（金沢市薬剤師会においては会長）は、少なくとも年1回、本マニュアルの見直しを検討し、必要に応じて改訂を行うものとする。

初 版 平成 25 年 4 月 1 日 作成

資料引用先 ○資料 1、2、5、8、10：

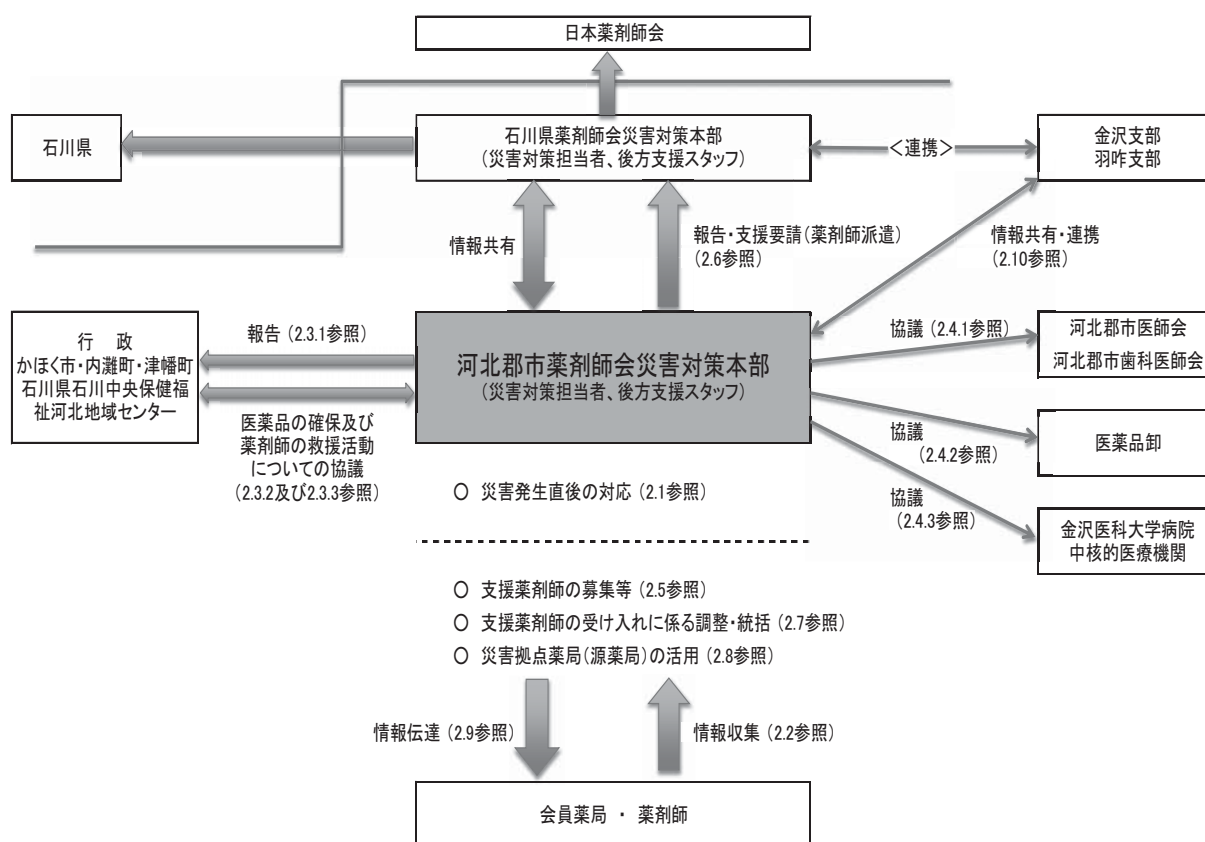
「災害対策マニュアル 石川県薬剤師会」より

○資料 4：「災害活動ハンドブック 石川県薬剤師会」より

河北支部

災害発生時には、石川県やかほく市・内灘町・津幡町が主体となり、医療を含む被災者への支援が行われるが、河北支部薬剤師会はこれに連動した体制で救援活動が行えるよう平時から体制を整備するとともに、行政の指示系統が機能しなくなった場合にも、自主的に活動が行えるように準備する必要がある。

関連図 <河北郡市薬剤師会 ～被災した場合～>



1 直ちに取り組むべきこと

災害発生時の河北支部薬剤師会において最も重要なことは、地域における情報収集、石川県薬剤師会への情報提供と支援要請、及び被災地の医療拠点(本部)との連携である。

そのためには、平時に指揮命令系統を検討し、災害対策担当者等を決定しておくとともに、災害時に組織対応の判断を担う者の間の通信手段を確保しておくことが、特に重要である。

第2章

1. 1 災害時の連絡先一覧表の作成など

1. 災害時の連絡先一覧（固定電話、携帯電話番号、メールアドレス）等を作成し、会員等に周知する。
2. 会員等へ情報を早く正確に伝達できる手段（メール、掲示板等）を整備する。

1. 2 通信手段の確保

1. 河北支部薬剤師会において複数の通信手段を確保する。
 - ① 固定電話、FAX、インターネット、携帯電話など。
2. 河北支部薬剤師会の災害時緊急連絡先を関係者に周知する。
 - ① 災害時の緊急連絡先（災害優先電話の設置場所等）を、行政や石川県薬剤師会、地域の中核的な病院など関係者に周知する。

1. 3 河北支部薬剤師会における指揮命令系統の確立など

被災地の地域薬剤師会には、会員からの情報収集、自治体や関係団体との連絡・調整、被災地外からの支援薬剤師の受け入れなど、多くの業務が発生します。1人に業務が集中し、疲弊することのないよう、あらかじめ複数人で対応する役割分担を決めておく必要がある。

1. 3. 1 災害時の役割分担の決定

1. 災害時のために、能登北部薬剤師会災害対策本部を組織しておく。
2. 災害時の事務局体制を整備しておく。
3. 災害時における各担当者の役割を決定しておく。
 - ① 各種連絡や情報収集
 - ② 災害時受け入れコーディネーター
 - ③ 災害支援時の支援薬剤師コーディネート
 - ④ 関係機関との調整役
 - ⑤ 備品備蓄、医薬品等の流通の確認
 - ⑥ 災害拠点薬局の運営
4. 災害時における各担当者の役割分担を決定しておく。

1. 3. 2 災害対策担当者等の決定

1. 平時に行政や関係団体等と防災に関する協議を行う上で中心的役割を担う「災害

対策担当者」を決定する。

河北支部薬剤師会においては、会長ならびに災害対策本部事務局長の2名を「災害対策担当者」とし、各理事を災害対策委員とする。

2. 災害対策担当者は、災害発生後、被災地内外からの薬剤師受け入れの調整や、地域内の情報伝達等において中心的役割を果たす。
3. 災害対策担当者を補佐する後方支援スタッフについては、災害対策委員が担当し、必要人員を指名する。

(災害発生直後は、被災地外からの後方支援スタッフの派遣が期待できないことから、災害対策担当者に多くの負担がかかる。したがって、後方支援スタッフは複数人体制としておく。)

4. 石川県薬剤師会と協議し、災害対策担当者及び後方支援スタッフに委任する業務と権限を決定する。
5. 河北支部薬剤師会の災害対策担当者と石川県薬剤師会等の災害対策担当者が連携・協議して、災害時の支援体制を整備する。

1. 3. 3 情報収集体制の整備

1. 災害時に会員からの情報収集を円滑に行うための体制を整備しておく。
 - ① 災害対策本部組織内で連絡を取り合う。
 - ② 連絡網を利用して各会員との連絡を取る。

1. 4 災害拠点薬局の整備など

災害拠点薬局は、「支部災害本部」と位置づけ、災害時の医薬品供給や薬剤師派遣等の支部拠点を担う。また、支部会員の安否確認と情報の収集を行い、石川県薬剤師会本部への情報提供を行う。被災時には、支部における医薬品の備蓄拠点とし、地域住民のための調剤および医薬品提供を行う支部拠点となる。また、県内外からの支援薬剤師の受け入れ窓口として機能する。他地域の災害時には、近隣の災害拠点病院はもとより地域の医療機関と連携し、調剤業務や薬剤師の派遣を行うものとする。

1. 源薬局を「災害拠点薬局」とし、活用する。
2. 医薬品備蓄や支援薬剤師受け入れ（派遣）の拠点とする。
3. 非常用電源、燃料、交通手段、通信手段を確保する。
4. 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品（資料1）、携行用医薬品（資料2）、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要な

第2章

る資材（資料4）を備蓄する。

5. 自地域外からの支援薬剤師の受入れを想定した計画を立てる。

1. 5 地域薬剤師会における「災害時活動マニュアル」の作成及び会員への周知

1. 災害時の連絡方法や集合場所、参集する役員を決定するなど、河北支部薬剤師会における災害時の対応を決めておく。

① 休日・夜間の場合の対応を検討しておく。

2. 主要な連絡先の所在地住所、電話番号、地図等を確認する。

① 保健所、医療機関（中核的な病院）、災害拠点病院、災害拠点薬局、警察等。

・石川県中央保健福祉センター

〒924-0864 石川県白山市馬場2丁目7番地

電話番号(076)275-2251 FAX番号(076)275-2257

・石川県保健福祉センター河北地域センター

〒929-0331 石川県河北郡津幡町中橋口1番1

電話番号(076)289-2177 FAX番号(076)289-2178

・金沢医科大学病院

〒920-0293 石川県河北郡内灘町大学1-1

電話番号 (076) 286-3511

・津幡警察署

〒929-0325 石川県河北郡津幡町字加賀爪又40番地3

電話番号 (076) 289-0110

② 災害時の医薬品の集積所（二次集積所→医療救護所）、避難所・医療救護所設置予定場所。

3. 災害時の医薬品卸の連携体制及び連絡先を確認する。

1. 6 防災用品の確保

1. 防災用品を常備する（資料1）

① 自立して3～4日間過ごせるだけのものを備蓄する。

2 災害発生時の対応（被災した場合）

大規模災害が発生した場合、被災地の地域薬剤師会には自らの被災の有無にかかわらず、被災者に対する医療救援活動（医療救護所で活動する救護班への薬剤師の参加等）が期待される。

自市町が被災地となった場合、河北支部薬剤師会自体が機能しない場合もあり得る。その場合は石川県薬剤師会へ被災状況を報告し、石川県薬剤師会と連携して災害支援活動を行うことが基本となる。

河北支部薬剤師会においては、上述のような基本的な方針のもと、次に掲げるような項目に沿って行動をとる必要がある。

2. 1 災害発生直後

1. 役員間で、電話・メール等により相互に安否確認を行う。
2. 状況に応じ、参集可能な者は小西薬局に参集する。
3. あらかじめ定めた各担当者の役割分担を確認し、「災害対策担当者」を中心に、関係者への連絡などを開始する [1.3参照]
4. あらかじめ定めた情報収集の方法を確認し、会員等からの情報収集を開始する。

2. 2 状況の把握

2. 2. 1 会員からの情報収集

1. 薬局・薬剤師の状況に関する情報収集に努める。
 - ① 会員等（従事者、実習生、家族）の安否。
 - ② 薬局の被災状況。
 - ③ 薬局の業務継続状況（業務日時、または再開予定）及び医薬品等の在庫状況。
 - ④ 薬局への支援要請の有無。（薬剤師の派遣、医薬品の供給等）
2. 併せて、会員薬局等に対し、薬剤師会が行う救援活動や地域の医療機関への派遣活動に参加することが可能な薬剤師がいるかを確認する。

2. 2. 2 その他の情報収集

1. 会員からの情報を中心に、被災地の医療事情等の情報収集に努める。
 - ① 医療機関の状況（診療日時、または再開予定）、薬剤師派遣の必要性、医薬品の不足状況。
 - ② 避難所の状況。（避難所の設置数及び所在地、避難所の設置主体（県、市町、

第2章

自主避難等)、避難者数、医療救護所の設置状況)

- ③ 医療救護所の状況。(各医療救護所への被災地内外からの医療チームの派遣状況、医療チームの派遣元(〇〇県〇〇病院等)、薬剤師の不足状況、医薬品の不足状況、医療チームの打合せ・引継ぎの場所及び時間など)
- ④ その他被災地全般の状況。(交通事情やライフラインの状況など)

2. 3 行政(市町・保健所)との連絡・調整

2. 3. 1 行政(市町・保健所)への報告

1. 会員から収集した情報を集約し、行政(かほく市・内灘町・津幡町・石川県中央保健福祉センター)へ報告する。
 - ① 薬局(店舗)の被災状況(平常、支障、危険等)→自治体へ必ず報告。
 - ② 業務継続状況(または再開予定)、医薬品等の在庫状況→自治体へ必ず報告。
 - ③ 医薬品の不足状況
 - ④ 麻薬、向精神薬、覚せい剤原料、毒物劇物等の保管状況。(自治体からの要請に基づき、被災1週間以降)

2. 3. 2 被災地における医薬品の確保について

1. 被災地における医薬品の不足状況や医薬品供給ルートの確保状況等を確認し、医薬品供給の見通しについて協議する。
 - ① 地域の薬局等から供出された医薬品等の取り扱い。(管理・費用支弁)
2. 必要な場合には、市町・保健所より石川県へ医薬品供給の要請を行う。
3. 医薬品集積所の設置場所等を確認する。
 - ① 二次集積所の所在地(二次集積所は保健所に設置される場合が多い)。
 - ② 二次集積所の管理者及び管理状況。
 - ③ 二次集積所から医療救護所等への供給(払い出し)のルール。
4. 一次集積所→二次集積所→医療救護所への配送ルートを確認する。
 - ① 生活物資一般の一次集積所において保管・管理される衛生材料や必要資材を医薬品の二次集積所へ移送することも必要となる。

2. 3. 3 被災地における薬剤師の救援活動について

1. 被災地における薬剤師の不足状況等を確認し、救援活動の必要性について協議する。

2. 必要な場合には、石川県薬剤師会へ薬剤師派遣の要請を行う。
3. 薬剤師の出動場所と必要人数を検討する。
 - ① 医薬品集積所（二次集積所となる保健所）における医薬品管理。
 - ② 避難所、医療救護所。
 - ③ 医療機関の薬剤部門、災害拠点薬局（源薬局）。
 - ④ 一般の薬局から薬剤師派遣の要請があった場合には、被災地の医療の継続に寄与するものか、他の派遣場所との優先順位等を勘案し、河北支部薬剤師会と石川県薬剤師会が協議の上、支援薬剤師を派遣するかどうかを決定する。
4. 薬剤師の出動場所及び人数を決定するには、自治体のほか、石川県薬剤師会、医療機関、医療救護所の医療チーム等との協議が必要となるため、複数人体制で対応に当たる。
5. 出動場所及び必要人数は変化していくため、継続的に協議を行う。
6. 河北支部薬剤師会に対して市町より「薬剤師派遣」の要請を受ける。
 - ① 震災発生日に遡った日付の文書により要請を受ける。
7. 被災地内外からの薬剤師の受け入れに関する事項について協議する。

[2.7参照]

2. 4 関係団体等との連絡・調整

2. 4. 1 地域医師会（河北支部医師会・歯科医師会）

1. 薬局の状況（処方箋の応需が可能な薬局の業務日時等）を報告する。
2. 救援活動の協力体制（医療チームの編成、薬剤師の派遣）について協議する。

2. 4. 2 医薬品卸

1. 被災地における医薬品の不足状況、医薬品供給ルート of 状況、復旧の見通し等について協議する。
2. 医薬品集積所から医療救護所等への配送について協力を要請する。
3. 地域の医療機関の状況について情報を共有する。（通常流通の復旧後）
4. 通常配送ルートへの切り替えについて協議する。

2. 4. 3 医療機関（中核的な病院）

1. 地域の中核的な病院（災害拠点病院：金沢医科大学病院）は災害時には医療拠点（本部）となり、被災地外からの医療チーム（人）や情報が集中する。こうした

第2章

医療機関と、医療機関外からの薬剤師派遣（河北支部薬剤師会による支援）について協議し、薬剤師の派遣が必要な場合は、河北支部薬剤師会を中心に人的支援を行う。

2. 地域の薬局の状況（開業している薬局の開業時間等）を報告する。

2. 5 支援薬剤師の募集及びリストの作成

1. 被災地における薬剤師確保のため、石川県薬剤師会と協議の上、会員薬局等から支援薬剤師の募集を行う。

- ① 被災地内外からの薬剤師の受け入れの調整や、地域内の情報伝達等において中心的役割（現地コーディネーターの役割）を果たす「災害対策担当者」の補佐役（後方支援スタッフ）として。
- ② 医療救護所、医薬品集積所、避難所への派遣のため。
- ③ 医療機関の薬剤部門、災害拠点薬局（仮称）への派遣のため。
- ④ 被災地の薬局への派遣のため。

2. 支援薬剤師のリストを作成する（氏名、年齢、性別、住所、緊急連絡用携帯電話番号等）

2. 6 都道府県薬剤師会への報告、支援要請及び情報交換

※ 石川県薬剤師会が被災した場合は日本薬剤師会へ連絡する。

1. 薬局の被災状況、業務継続状況、医療機関の状況、被災地の医療事情、その他被災地全般の状況を報告する。
2. 現地の被災状況を把握するための先遣隊の派遣、薬剤師の派遣、医薬品の供給、後方支援スタッフの長期的な派遣等について、支援要請を行う。
 - ① 出動場所及び必要人数を伝える。
3. 被災地全般の状況について情報を共有する。

2. 7 被災地内外からの支援薬剤師の受け入れに係る調整・統括

2. 7. 1 薬剤師の出動計画の策定など

1. 会員薬局等の薬剤師及び被災地外から派遣されてくる薬剤師と、出動先及び受入施設との間の調整を行うため、薬剤師の出動計画（出動日時・期間等）を策定する。（石川県薬剤師会と協議し、3～4人の「薬剤師班」を編成する）
2. 出動計画を策定する上では、派遣元の薬剤師会から石川県薬剤師会を通じて提供

されてくる薬剤師の概要（性別、経歴、出動可能日時・期間等）を参考にする。
また、出動期間は、災害直後は2泊3日程度でもやむを得ないが、できれば5日～1週間の派遣及び引き継ぎを原則とする。

3. 支援薬剤師の出動記録（氏名、活動場所、活動期間、活動概要等）を残す。

2. 7. 2. 後方支援スタッフの配置

1. 「災害対策担当者」を補佐する後方支援スタッフを、地域ごとに必要に応じて配置する。
2. 後方支援スタッフは、被災地内外から派遣されてきた薬剤師へ出動場所や業務概要を説明するなどの役割を担う。
3. 継続的な対応が必要となるため、石川県薬剤師会へ後方支援スタッフの長期間にわたる派遣を要請する。

2. 7. 3 必要な備品の手配など

1. 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品（資料1）、携行用医薬品（資料2）、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要な資材（資料4）を周知、準備する。
2. 被災地外から派遣されてくる薬剤師の移動手段等のための交通手段（自転車、バイク、自動車）を確認する。（石川県薬剤師会と協議する）
3. 地元警察署に申請し、緊急通行車両確認標章を手配する。

2. 8 災害拠点薬局の活用

1. 源薬局を災害拠点薬局とし、医薬品供給や薬剤師派遣の拠点として活用する。

2. 9 会員への情報伝達

1. 情報伝達の方法を確認する。
2. 厚生労働省（日本薬剤師会）、都道府県（石川県薬剤師会）、市町村等からの各種情報・連絡事項を、会員へ連絡する。
3. 地域の医療事情等についても会員へ連絡し、情報を共有する。

2. 10 近隣地域薬剤師会との情報交換・連携

1. 隣接する地域薬剤師会（金沢支部、羽咋支部）へ連絡し、被災地における救援活

動等に関し、連携して対応する。

(必要時には近隣都道府県薬剤師会とも情報交換・連携する)

2. 近隣地域薬剤師会が被災していない場合は、後方支援スタッフの派遣など全面的な支援を要請する。

(必要時には近隣都道府県薬剤師会とも情報交換・連携する)

3 災害発生時の対応（被災地外の地域薬剤師会）

当該市町村以外で災害が発生した場合は、被災地への災害支援を行うため、次に掲げる事項について準備を行い、石川県薬剤師会と連携して支援活動を行う。

3. 1 被災地近隣の地域薬剤師会の場合

3. 1. 1 被災地への先遣隊派遣

1. 石川県薬剤師会と連携の上、被災地へ先遣隊を派遣する。(石川県薬剤師会から要請を受けることを基本とするが、石川県薬剤師会が通信不能や機能不全の場合は、二次災害の危険性を考慮した上で、自らの判断で派遣する)
2. 被災地の地域薬剤師会の役員等に接触し、地域薬剤師会との連携の下で、被災地の医療事情、薬局の被災状況、薬剤師の不足状況、医薬品供給ルートの状況、避難所及び医療救護所の状況等を調査する。
3. 先遣隊は、食料、寝具等を含む完全自立型の体制で出動する。
4. 把握した情報は、被災地の地域薬剤師会及び石川県薬剤師会（石川県薬剤師会が通信不能や機能不全の場合は日本薬剤師会）へ報告する。

3. 1. 2 必要な備品の手配など

1. 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品（資料1）、携行用医薬品（資料2）、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要な資材（資料4）を周知、準備する。
2. 都道府県薬剤師会と協議の上、被災地外から派遣されてくる薬剤師の移動のための交通手段（自転車、バイク、自動車）を確認する。
3. 地元警察署に申請し、緊急通行車両確認標章を手配する。
4. 必要に応じて、被災地外から派遣されてくる薬剤師のための宿泊施設・場所について、石川県薬剤師会と協議する。

3. 2 薬剤師の派遣に向けた準備

1. 石川県薬剤師会との連携の下で、薬剤師の派遣に向けた準備を行う。
 - ① 支援薬剤師の募集を開始する。
 - ② 応募してきた薬剤師のリストを作成する。(氏名、年齢、性別、住所、経歴、緊急連絡用携帯電話番号、出動可能日時・期間等)

3. 3 被災地外への避難者に対する支援

1. 被災地外(自地域)の避難所へ避難した避難者に対する支援活動を行う。
 - ① 避難所の責任者(管理者)と打合せを行い、注意事項やニーズを把握した上で避難所での活動を開始する。
 - ② 救援活動を行う上での留意事項(資料5)を再確認する。
 - ③ 派遣されてきている医療チームとの連携。
 - ④ 一般用医薬品の分類・保管管理、供給。
 - ⑤ 公衆衛生活動。

4 平時に準備すべきこと

地域薬剤師会においては、災害時の医療救護活動を円滑に行うため、日頃から地元三師会との協力体制や近隣の地域薬剤師会との相互連携体制を構築しておく必要がある。さらに、地域の医療機関の薬剤部門と連携し、災害発生時の対応を共有しておく。

また、当該市町と協力協定を締結し、災害発生時に薬剤師が迅速かつ有効に救援活動を行える体制を確立しておくことが重要である。

4. 1 自治体(市町)との協力協定の締結など

4. 1. 1 自治体(市町、保健所)との協議

1. 災害時の医薬品供給体制(医薬品集積所の設置場所等)について協議を行う。
2. 被災地外からの薬剤師の受け入れに関する事項について協議を行う。
3. 市町の防災会議へ参加する。

4. 1. 2 自治体(市町)との協力協定の締結

1. 可能な範囲で、薬剤師の災害時医療救護活動について協力協定を結ぶ。
2. 可能な範囲で、会営薬局等の「災害拠点薬局」を活用した医薬品の備蓄・供給に

第2章

ついて協力協定を結ぶ。

4. 2 関係団体等との協議

4. 2. 1 地域医師会

1. 災害時の救援活動の協力体制（医療チームの編成、薬剤師の派遣）について協議する。

4. 2. 2 医薬品卸

1. 災害時の医薬品供給ルートの確保や、医薬品集積所から医療救護所等への配送、通常流通復旧後の通常配送ルートへの切り替えなどについて協議する。

4. 2. 3 医療機関（中核的な病院）

1. 地域の中核的な病院（災害拠点病院等）は災害時には医療拠点（本部）となり、被災地外からの医療チーム（人）や情報が集中する。こうした医療機関と、災害時の医療機関外からの薬剤師派遣（地域薬剤師会による支援）について協議する。

4. 3 都道府県薬剤師会を通じた近隣地域薬剤師会との相互連携体制の構築

1. 石川県薬剤師会を交えて、近隣の地域薬剤師会と災害時の救援活動に関する協力・連携体制等について協議する。

4. 4 会員に対する定期的な教育・研修

1. 地域内の医療機関（中核的な病院）における実習研修。
2. 災害時に近隣病院の薬剤部門を支援する場合に、スムーズに業務が行えるように、地域薬剤師会が中心となり医療機関の薬剤部門において定期的に実習研修を行う。

4. 5 防災訓練の実施等

1. 防災訓練を年1回程度実施する。
2. 班組織（徒歩か自転車で回れるぐらいの範囲ごとに設置）を活用するなどして会員から連絡を受ける訓練を行う。
3. 自治体、警察機関、消防機関、医療関係者及び一般市民等による合同訓練へ積極的に参加する。

参考資料：資料1、2、5、8、10

「災害対策マニュアル 石川県薬剤師会」参照

：資料4

「災害活動ハンドブック 石川県薬剤師会」参照

5 「石川県災害対策マニュアル（支部編）」の見直し

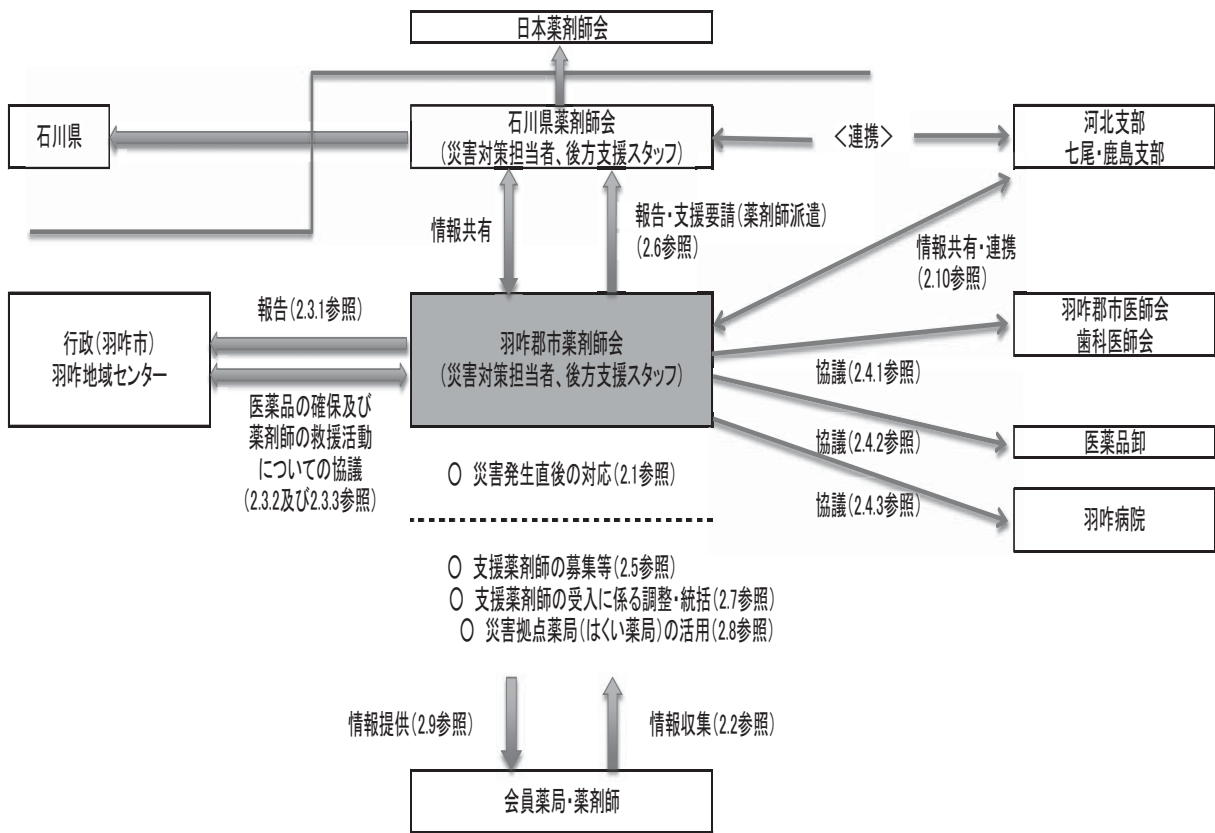
支部災害対策本部長は、少なくとも年1回、本マニュアルの見直しを検討し、必要に応じて改訂を行うものとする

初版 平成25年4月1日 作成

羽 咋 支 部

災害発生時には、石川県や羽咋郡市が主体となり、医療を含む被災者への支援が行われるが、羽咋郡市薬剤師会はこれに連動した体制で救援活動が行えるよう平時から体制を整備するとともに、行政の指示系統が機能しなくなった場合にも、自主的に活動が行えるように準備する必要がある。

相関図 <地域薬剤師会 ~被災した場合~>



1 直ちに取り組むべきこと

災害発生時の羽咋郡市薬剤師会において最も重要なことは、地域における情報収集、石川県薬剤師会への情報提供と支援要請、及び被災地の医療拠点(本部)との連携である。

そのためには、平時に指揮命令系統を検討し、災害対策担当者等を決定しておくとともに、災害時に組織対応の判断を担う者の間の通信手段を確保しておくことが、特に重要である。

1. 1 災害時の連絡先一覧表の作成など

1. 災害時の連絡先一覧（固定電話、携帯電話番号、メールアドレス）等を作成し、会員等に周知する。
2. 会員等へ情報を早く正確に伝達できる手段（メール、掲示板等）を整備する。

1. 2 通信手段の確保

1. 羽咋郡市薬剤師会において複数の通信手段を確保する。
 - 固定電話、FAX、インターネット、携帯電話など。
 - 災害拠点薬局への災害優先電話の配置。（はくい薬局に配置）
2. 羽咋郡市薬剤師会の災害時緊急連絡先を関係者に周知する。
 - 災害時の緊急連絡先（災害優先電話の設置場所等）を、行政や石川県薬剤師会、地域の中核的な病院など関係者に周知する。

1. 3 情報収集体制の整備

1. 災害時に会員からの情報収集を円滑に行うための体制を整備しておく。
 - 災害対策本部組織内で連絡を取り合う。
 - 連絡網を利用して各会員との連絡を取る。

1. 4 災害拠点薬局の整備など

災害拠点薬局は、「支部災害本部」と位置づけ、災害時の医薬品供給や薬剤師派遣等の支部拠点を担う。また、支部会員の安否確認と情報の収集を行い、石川県薬剤師会本部への情報提供を行う。被災時には、支部における医薬品の備蓄拠点とし、地域住民のための調剤および医薬品提供を行う支部拠点となる。また、県内外からの支援薬剤師の受け入れ窓口として機能する。他地域の災害時には、近隣の災害拠点病院はもとより地域の医療機関と連携し、調剤業務や薬剤師の派遣を行うものとする。

1. はくい薬局を「災害拠点薬局」とし、活用する。
2. 医薬品備蓄や支援薬剤師受け入れ（派遣）の拠点とする。
3. 非常用電源、燃料、交通手段、通信手段を確保する。
4. 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品（資料1）、携行用医薬品（資料2）、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要な資材（資料4）を備蓄する。
5. 自地域外からの支援薬剤師の受け入れを想定した計画を立てる。

第2章

1. 5 地域薬剤師会における「災害時活動マニュアル」の作成及び会員への周知

1. 主要な連絡先の所在地住所、電話番号、地図等を確認する。
 - 保健所、医療機関（中核的な病院）、災害拠点病院、災害拠点薬局（仮称）、警察等。
 - 災害時の医薬品の集積所（二次集積所→医療救護所）、避難所・医療救護所設置予定場所。
2. 災害時の医薬品卸の連携体制及び連絡先を確認する。

1. 6 防災用品の確保

1. 防災用品を常備する
 - 自立して3～4日間過ごせるだけのものを備蓄する。

2 災害発生時の対応（被災した場合）

大規模災害が発生した場合、被災地の地域薬剤師会には自らの被災の有無にかかわらず、被災者に対する医療救援活動（医療救護所で活動する救護班への薬剤師の参加等）が期待される。

自市町が被災地となった場合、羽咋郡市薬剤師会自体が機能しない場合もあり得る。その場合は石川県薬剤師会へ被災状況を報告し、石川県薬剤師会と連携して災害支援活動を行うことが基本となる。

羽咋郡市薬剤師会においては、上述のような基本的な方針のもと、次に掲げるような項目に沿って行動をとる必要がある。

2. 1 災害発生直後

1. 役員間で、電話・メール等により相互に安否確認を行う。
2. 状況に応じ、参集可能な者ははくい薬局に参集する。
3. 関係者への連絡などを開始する
4. あらかじめ定めた情報収集の方法を確認し、会員等からの情報収集を開始する。

2. 2 状況の把握

2. 2. 1 会員からの情報収集

1. 薬局・薬剤師の状況に関する情報収集に努める。

- 会員等（従事者、実習生、家族）の安否。
 - 薬局の被災状況。
 - 薬局の業務継続状況（業務日時、または再開予定）及び医薬品等の在庫状況。
 - 薬局への支援要請の有無。（薬剤師の派遣、医薬品の供給等）
2. 併せて、会員薬局等に対し、薬剤師会が行う救援活動や地域の医療機関への派遣活動に参加することが可能な薬剤師がいるかを確認する。

2. 2. 2 その他の情報収集

1. 会員からの情報を中心に、被災地の医療事情等の情報収集に努める。
- 医療機関の状況（診療日時、または再開予定）、薬剤師派遣の必要性、医薬品の不足状況。
 - 避難所の状況。（避難所の設置数及び所在地、避難所の設置主体（県、市町、自主避難等）、避難者数、医療救護所の設置状況）
 - 医療救護所の状況。（各医療救護所への被災地内外からの医療チームの派遣状況、医療チームの派遣元（〇〇県〇〇病院等）、薬剤師の不足状況、医薬品の不足状況、医療チームの打合せ・引継ぎの場所及び時間など）
 - その他被災地全般の状況。（交通事情やライフラインの状況など）

2. 3 行政（市町・保健所）との連絡・調整

2. 3. 1 行政（市町・保健所）への報告

1. 会員から収集した情報を集約し、行政へ報告する。
- 薬局（店舗）の被災状況（平常、支障、危険等）→自治体へ必ず報告。
 - 業務継続状況（または再開予定）、医薬品等の在庫状況→自治体へ必ず報告。
 - 医薬品の不足状況
 - 麻薬、向精神薬、覚せい剤原料、毒物劇物等の保管状況。（自治体からの要請に基づき、被災1週間以降）

2. 3. 2 被災地における医薬品の確保について

1. 被災地における医薬品の不足状況や医薬品供給ルートの確保状況等を確認し、医薬品供給の見通しについて協議する。
- 地域の薬局等から供出された医薬品等の取り扱い。（管理・費用支弁）
2. 必要な場合には、市町・保健所より石川県へ医薬品供給の要請を行う。

第2章

3. 医薬品集積所の設置場所等を確認する。
 - 二次集積所の所在地（二次集積所は保健所に設置される場合が多い）。
 - 二次集積所の管理者及び管理状況。
 - 二次集積所から医療救護所等への供給（払い出し）のルール。
4. 一次集積所→二次集積所→医療救護所への配送ルートを確認する。
 - 生活物資一般の一次集積所において保管・管理される衛生材料や必要資材を医薬品の二次集積所へ移送することも必要となる。

2. 3. 3 被災地における薬剤師の救援活動について

1. 被災地における薬剤師の不足状況等を確認し、救援活動の必要性について協議する。
2. 必要な場合には、石川県薬剤師会へ薬剤師派遣の要請を行う。
3. 薬剤師の出動場所と必要人数を検討する。
 - 医薬品集積所（二次集積所となる保健所）における医薬品管理。
 - 避難所、医療救護所。
 - 医療機関の薬剤部門、災害拠点薬局（小松会営薬局）。
 - 一般の薬局から薬剤師派遣の要請があった場合には、被災地の医療の継続に寄与するものか、他の派遣場所との優先順位等を勘案し、羽咋郡市薬剤師会と石川県薬剤師会が協議の上、支援薬剤師を派遣するかどうかを決定する。
4. 薬剤師の出動場所及び人数を決定するには、自治体のほか、石川県薬剤師会、医療機関、医療救護所の医療チーム等との協議が必要となるため、複数人体制で対応に当たる。
5. 出動場所及び必要人数は変化していくため、継続的に協議を行う。
6. 羽咋郡市薬剤師会に対して市区町村より「薬剤師派遣」の要請を受ける。
 - 震災発生日に遡った日付の文書により要請を受ける。
7. 被災地内外からの薬剤師の受け入れに関する事項について協議する。

[2.7 参照]

2. 4 関係団体等との連絡・調整

2. 4. 1 地域医師会（羽咋郡市医師会）

1. 薬局の状況（処方箋の応需が可能な薬局の業務日時等）を報告する。
2. 救援活動の協力体制（医療チームの編成、薬剤師の派遣）について協議する。

2. 4. 2 医薬品卸

1. 被災地における医薬品の不足状況、医薬品供給ルート状況、復旧の見通し等について協議する。
2. 医薬品集積所から医療救護所等への配送について協力を要請する。
3. 地域の医療機関の状況について情報を共有する。(通常流通の復旧後)
4. 通常配送ルートへの切り替えについて協議する。

2. 4. 3 医療機関（中核的な病院）

1. 地域の中核的な病院は災害時には医療拠点（本部）となり、被災地外からの医療チーム（人）や情報が集中する。こうした医療機関と、医療機関外からの薬剤師派遣（羽咋郡市薬剤師会による支援）について協議し、薬剤師の派遣が必要な場合は、羽咋郡市薬剤師会を中心に人的支援を行う。
2. 地域の薬局の状況（開業している薬局の開業時間等）を報告する。

2. 5 支援薬剤師の募集及びリストの作成

1. 被災地における薬剤師確保のため、石川県薬剤師会と協議の上、会員薬局等から支援薬剤師の募集を行う。
 - 被災地内外からの薬剤師の受け入れの調整や、地域内の情報伝達等において中心的役割（現地コーディネーターの役割）を果たす「災害対策担当者」の補佐役（後方支援スタッフ）として。
 - 医療救護所、医薬品集積所、避難所への派遣のため。
 - 医療機関の薬剤部門、災害拠点薬局への派遣のため。
 - 被災地の薬局への派遣のため。
2. 支援薬剤師のリストを作成する（氏名、年齢、性別、住所、緊急連絡用携帯電話番号等）

2. 6 都道府県薬剤師会への報告、支援要請及び情報交換

※ 石川県薬剤師会が被災した場合は日本薬剤師会へ連絡する。

1. 薬局の被災状況、業務継続状況、医療機関の状況、被災地の医療事情、その他被災地全般の状況を報告する。
2. 現地の被災状況を把握するための先遣隊の派遣、薬剤師の派遣、医薬品の供給、後方支援スタッフの長期的な派遣等について、支援要請を行う。

第2章

○ 出動場所及び必要人数を伝える。

3. 被災地全般の状況について情報を共有する。

2. 7 被災地内外からの支援薬剤師の受け入れに係る調整・統括

2. 7. 1 薬剤師の出動計画の策定など

1. 会員薬局等の薬剤師及び被災地外から派遣されてくる薬剤師と、出動先及び受入施設との間の調整を行うため、薬剤師の出動計画（出動日時・期間等）を策定する。（石川県薬剤師会と協議し、3～4人の「薬剤師班」を編成する）
2. 出動計画を策定する上では、派遣元の薬剤師会から石川県薬剤師会を通じて提供されてくる薬剤師の概要（性別、経歴、出動可能日時・期間等）を参考にする。また、出動期間は、災害直後は2泊3日程度でもやむを得ないが、できれば5日～1週間の派遣及び引き継ぎを原則とする。
3. 支援薬剤師の出動記録（氏名、活動場所、活動期間、活動概要等）を残す。

2. 7. 2 後方支援スタッフの配置

1. 「災害対策担当者」を補佐する後方支援スタッフを、地域ごとに必要に応じて配置する。
2. 後方支援スタッフは、被災地内外から派遣されてきた薬剤師へ出動場所や業務概要を説明するなどの役割を担う。
3. 継続的な対応が必要となるため、石川県薬剤師会へ後方支援スタッフの長期間にわたる派遣を要請する。

2. 7. 3 必要な備品の手配など

1. 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品、携行用医薬品、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要な資材を周知、準備する。
2. 被災地外から派遣されてくる薬剤師の移動手段等のための交通手段（自転車、バイク、自動車）を確認する。（石川県薬剤師会と協議する）
3. 地元警察署に申請し、緊急通行車両確認標章を手配する。

2. 8 災害拠点薬局の活用

1. はくい薬局を災害拠点薬局とし、医薬品供給や薬剤師派遣の拠点として活用する。

2. 9 会員への情報伝達

1. 情報伝達の方法を確認する。
2. 厚生労働省（日本薬剤師会）、都道府県（石川県薬剤師会）、市町村等からの各種情報・連絡事項を、会員へ連絡する。
3. 地域の医療事情等についても会員へ連絡し、情報を共有する。

2. 10 近隣地域薬剤師会との情報交換・連携

1. 隣接する地域薬剤師会（河北支部、七尾鹿島支部）へ連絡し、被災地における救援活動等に関し、連携して対応する。
（必要時には、**都道府県薬剤師会**とも必ず情報交換・連携する）
2. 近隣地域薬剤師会が被災していない場合は、後方支援スタッフの派遣など全面的な支援を要請する。
（必要時には、**都道府県薬剤師会**とも必ず情報交換・連携する）

3 災害発生時の対応（被災地外の地域薬剤師会）

当該市町村以外で災害が発生した場合は、被災地への災害支援を行うため、次に掲げる事項について準備を行い、石川県薬剤師会と連携して支援活動を行う。

3. 1 被災地近隣の地域薬剤師会の場合

3. 1. 1 被災地への先遣隊派遣

1. 石川県薬剤師会と連携の上、被災地へ先遣隊を派遣する。（石川県薬剤師会から要請を受けることを基本とするが、石川県薬剤師会が通信不能や機能不全の場合は、二次災害の危険性を考慮した上で、自らの判断で派遣する）
2. 被災地の地域薬剤師会の役員等に接触し、地域薬剤師会との連携の下で、被災地の医療事情、薬局の被災状況、薬剤師の不足状況、医薬品供給ルート of 状況、避難所及び医療救護所の状況等を調査する。
3. 先遣隊は、食料、寝具等を含む完全自立型の体制で出動する。
4. 把握した情報は、被災地の地域薬剤師会及び石川県薬剤師会（石川県薬剤師会が通信不能や機能不全の場合は日本薬剤師会）へ報告する。

第2章

3. 1. 2 必要な備品の手配など

1. 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品、携行用医薬品、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要となる資材を周知、準備する。
2. 都道府県薬剤師会と協議の上、被災地外から派遣されてくる薬剤師の移動のための交通手段（自転車、バイク、自動車）を確認する。
3. 地元警察署に申請し、緊急通行車両確認標章を手配する。
4. 必要に応じて、被災地外から派遣されてくる薬剤師のための宿泊施設・場所について、石川県薬剤師会と協議する。

3. 2 薬剤師の派遣に向けた準備

1. 石川県薬剤師会との連携の下で、薬剤師の派遣に向けた準備を行う。
 - 支援薬剤師の募集を開始する。
 - 応募してきた薬剤師のリストを作成する。（氏名、年齢、性別、住所、経歴、緊急連絡用携帯電話番号、出動可能日時・期間等）

3. 3 被災地外への避難者に対する支援

1. 被災地外（自地域）の避難所へ避難した避難者に対する支援活動を行う。
 - 避難所の責任者（管理者）と打合せを行い、注意事項やニーズを把握した上で避難所での活動を開始する。
 - 救援活動を行う上での留意事項を再確認する。
 - 派遣されてきている医療チームとの連携。
 - 一般用医薬品の分類・保管管理、供給。
 - 公衆衛生活動。

4 平時に準備すべきこと

地域薬剤師会においては、災害時の医療救護活動を円滑に行うため、日頃から地元三師会との協力体制や近隣の地域薬剤師会との相互連携体制を構築しておく必要がある。さらに、地域の医療機関の薬剤部門と連携し、災害発生時の対応を共有しておく。

また、当該市町と協力協定を締結し、災害発生時に薬剤師が迅速かつ有効に救援活動を行える体制を確立しておくことが重要である。

4. 1 自治体（市町）との協力協定の締結など

4. 1. 1 自治体（市町、保健所）との協議

1. 災害時の医薬品供給体制（医薬品集積所の設置場所等）について協議を行う。
2. 被災地外からの薬剤師の受け入れに関する事項について協議を行う。
3. 市町の防災会議へ参加する。

4. 1. 2 自治体（市町）との協力協定の締結

1. 可能な範囲で、薬剤師の災害時医療救護活動について協力協定を結ぶ。
2. 可能な範囲で、会営薬局等の「災害拠点薬局」を活用した医薬品の備蓄・供給について協力協定を結ぶ。

4. 2 関係団体等との協議

4. 2. 1 地域医師会

1. 災害時の救援活動の協力体制（医療チームの編成、薬剤師の派遣）について協議する。

4. 2. 2 医薬品卸

1. 災害時の医薬品供給ルート確保や、医薬品集積所から医療救護所等への配送、通常流通復旧後の通常配送ルートへの切り替えなどについて協議する。

4. 2. 3 医療機関（中核的な病院）

1. 地域の中核的な病院（災害拠点病院等）は災害時には医療拠点（本部）となり、被災地外からの医療チーム（人）や情報が集中する。こうした医療機関と、災害時の医療機関外からの薬剤師派遣（地域薬剤師会による支援）について協議する。

4. 3 都道府県薬剤師会を通じた近隣地域薬剤師会との相互連携体制の構築

1. 石川県薬剤師会を交えて、近隣の地域薬剤師会と災害時の救援活動に関する協力・連携体制等について協議する。

4. 4 会員に対する定期的な教育・研修

1. 地域内の医療機関（中核的な病院）における実習研修。
2. 災害時に近隣病院の薬剤部門を支援する場合に、スムーズに業務が行えるように、

第2章

地域薬剤師会が中心となり医療機関の薬剤部門において定期的に実習研修を行う。

4.5 防災訓練の実施等

1. 防災訓練を年1回程度実施する。
2. 班組織（徒歩か自転車で回れるぐらいの範囲ごとに設置）を活用するなどして会員から連絡を受ける訓練を行う。
3. 自治体、警察機関、消防機関、医療関係者及び一般市民等による合同訓練へ積極的に参加する。

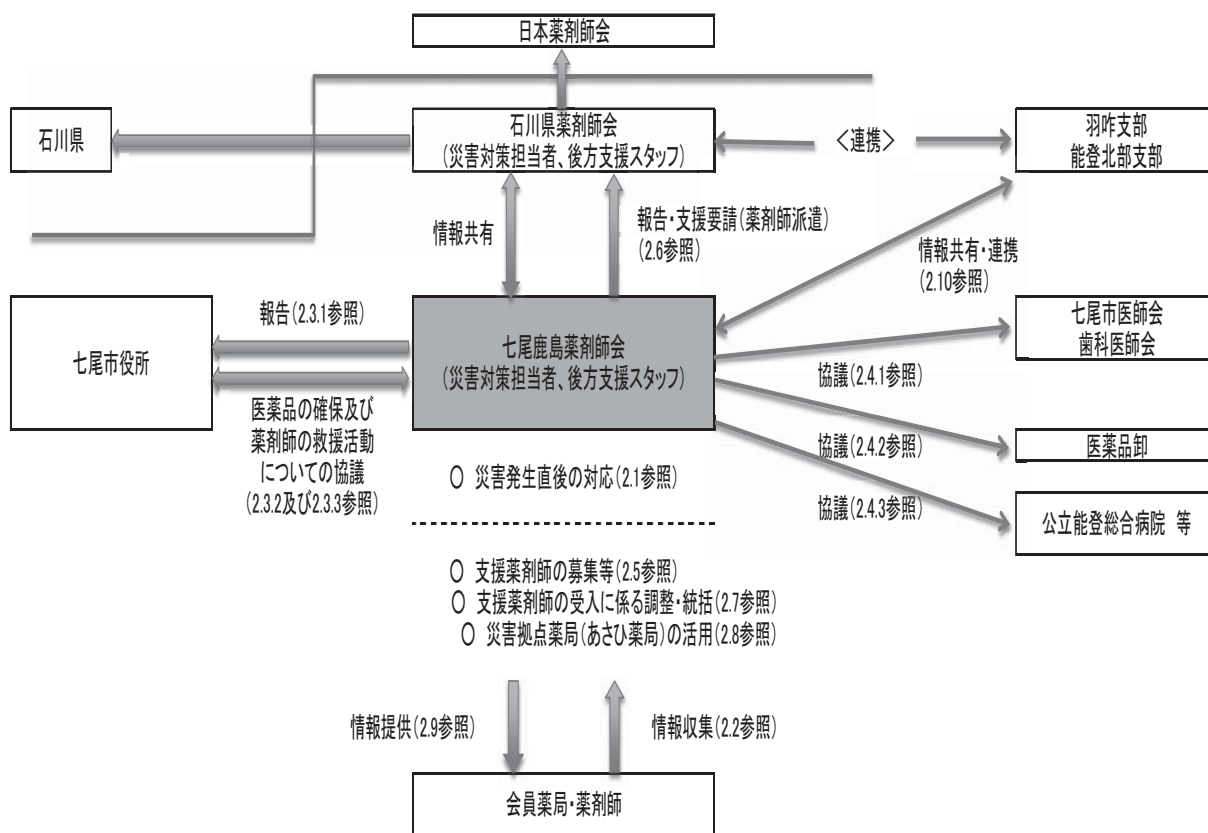
参考資料：「薬剤師のための災害対策マニュアル 日本薬剤師会」

資料1、2、4、5、8、10、11、14および第6章

七尾鹿島支部

災害発生時には、石川県や七尾市・中能登町が主体となり、医療を含む被災者への支援が行われるが、七尾鹿島薬剤師会はこれに連動した体制で救援活動が行えるよう平時から体制を整備するとともに、行政の指示系統が機能しなくなった場合にも、自主的に活動が行えるように準備する必要がある。

相関図 <地域薬剤師会 ~被災した場合~>



1 直ちに取り組むべきこと

災害発生時の七尾鹿島薬剤師会において最も重要なことは、地域における情報収集、石川県薬剤師会への情報提供と支援要請、及び被災地の医療拠点(本部)との連携である。

そのためには、平時に指揮命令系統を検討し、災害対策担当者等を決定しておくとともに、災害時に組織対応の判断を担う者の間の通信手段を確保しておくことが、特に重要である。

第2章

1. 1 災害時の連絡先一覧表の作成など

1. 災害時の連絡先一覧（固定電話、携帯電話番号、メールアドレス）等を作成し、会員等に周知する。[表1参照]
2. 会員等へ情報を早く正確に伝達できる手段（メール、掲示板等）を整備する。

1. 2 通信手段の確保

1. 七尾鹿島薬剤師会において複数の通信手段を確保する。
 - ① 固定電話、FAX、インターネット、携帯電話など。
 - ② 災害拠点薬局への災害優先電話の配置。（あさひ薬局に配置）
2. 七尾鹿島薬剤師会の災害時緊急連絡先を関係者に周知する。
 - ① 災害時の緊急連絡先（災害優先電話の設置場所等）を、行政や石川県薬剤師会、地域の中核的な病院など関係者に周知する。

1. 3 七尾鹿島薬剤師会における指揮命令系統の確立など

被災地の地域薬剤師会には、会員からの情報収集、自治体や関係団体との連絡・調整、被災地街からの支援薬剤師の受け入れなど、多くの業務が発生します。1人に業務が集中し、疲弊することのないよう、あらかじめ複数人で対応する役割分担を決めておく必要がある。

1. 3. 1 災害時の役割分担の決定

1. 災害時のために、七尾鹿島薬剤師会災害対策本部を組織しておく。
2. 災害時の事務局体制を整備しておく。

災害時は本部長の指示に従い、会員は災害時における各担当者の役割を本部長が指名する。

 - ① 各種連絡や情報収集
 - ② 災害時受け入れコーディネーター
 - ③ 災害支援時の支援薬剤師コーディネート
 - ④ 関係機関との調整役
 - ⑤ 備品備蓄、医薬品等の流通の確認
 - ⑥ 災害拠点薬局の運営

1. 3. 2 災害対策担当者等の決定

1. 平時に行政や関係団体等と防災に関する協議を行う上で中心的役割を担う「災害対策担当者」を決定する。

七尾鹿島薬剤師会においては、会長ならびに災害対策本部事務局長の2名を「災害対策担当者」とし、各理事を災害対策委員とする。

2. 災害対策担当者は、災害発生後、被災地内外からの薬剤師受け入れの調整や、地域内の情報伝達等において中心的役割を果たす。
3. 災害対策担当者を補佐する後方支援スタッフについては、災害対策委員が担当し、必要人員を指名する。

(災害発生直後は、被災地外からの後方支援スタッフの派遣が期待できないことから、災害対策担当者に多くの負担がかかる。したがって、後方支援スタッフは複数人体制としておく。)

4. 石川県薬剤師会と協議し、災害対策担当者及び後方支援スタッフに委任する業務と権限を決定する。
5. 七尾鹿島薬剤師会の災害対策担当者と石川県薬剤師会等の災害対策担当者が連携・協議して、災害時の支援体制を整備する。

1. 3. 3 情報収集体制の整備

1. 災害時に会員からの情報収集を円滑に行うための体制を整備しておく。

- ① 災害対策本部組織内で連絡を取り合う。
- ② 連絡網を利用して各会員との連絡を取る。[表2参照]

1. 4 災害拠点薬局の整備など

災害拠点薬局は、「支部災害本部」と位置づけ、災害時の医薬品供給や薬剤師派遣等の支部拠点を担う。また、支部会員の安否確認と情報の収集を行い、石川県薬剤師会本部への情報提供を行う。被災時には、支部における医薬品の備蓄拠点とし、地域住民のための調剤および医薬品提供を行う支部拠点となる。また、県内外からの支援薬剤師の受け入れ窓口として機能する。他地域の災害時には、近隣の災害拠点病院はもとより地域の医療機関と連携し、調剤業務や薬剤師の派遣を行うものとする。

1. あさひ薬局を「災害拠点薬局」とし、活用する。
2. 医薬品備蓄や支援薬剤師受け入れ（派遣）の拠点とする。
3. 非常用電源、燃料、交通手段、通信手段を確保する。

第2章

4. 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品（資料1）、携行用医薬品（資料2）、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要な資材（資料4）を備蓄する。
5. 自地域外からの支援薬剤師の受入れを想定した計画を立てる。

1. 5 地域薬剤師会における「災害時活動マニュアル」の作成及び会員への周知

1. 災害時の連絡方法や集合場所、参集する役員を決定するなど、七尾鹿島薬剤師会における災害時の対応を決めておく。
 - ① 休日・夜間の場合の対応を検討しておく。
2. 主要な連絡先の所在地住所、電話番号、地図等を確認する。
 - ① 保健所、医療機関（中核的な病院）、災害拠点病院、災害拠点薬局（仮称）、警察等。
 - ・ 石川県能登中部保健福祉センター
〒926-0021 石川県七尾市本府中町ソ27-9
電話番号 0767-53-2482 FAX番号 0767-53-2484
 - ・ 公立能登総合病院
〒926-0816 石川県七尾市藤橋町ア部6番地4
電話番号 0767-52-6611
 - ・ 七尾警察署
〒926-0816 石川県七尾市藤橋亥45-1
電話番号 0767-53-0110
 - ・ 恵寿総合病院
〒926-0866 石川県七尾市富岡町94
電話番号 0767-52-3211
 - ・ あさひ薬局
〒926-0033 石川県七尾市千野町に部5-2
電話番号 0767-57-8155
 - ② 災害時の医薬品の集積所（二次集積所→医療救護所）、避難所・医療救護所設置予定場所。
3. 災害時の医薬品卸の連携体制及び連絡先を確認する。

1. 6 防災用品の確保

1. 防災用品を常備する（資料1）

- ① 自立して3～4日間過ごせるだけのものを備蓄する。

2 災害発生時の対応（被災した場合）

大規模災害が発生した場合、被災地の地域薬剤師会には自らの被災の有無にかかわらず、被災者に対する医療救援活動（医療救護所で活動する救護班への薬剤師の参加等）が期待される。

自市町が被災地となった場合、七尾鹿島薬剤師会自体が機能しない場合もあり得る。その場合は石川県薬剤師会へ被災状況を報告し、石川県薬剤師会と連携して災害支援活動を行うことが基本となる。

七尾鹿島薬剤師会においては、上述のような基本的な方針のもと、次に掲げるような項目に沿って行動をとる必要がある。

2. 1 災害発生直後

1. 役員間で、電話・メール等により相互に安否確認を行う。
2. 状況に応じ、参集可能な者はあさひ薬局に参集する。
3. あらかじめ定めた各担当者の役割分担を確認し、「災害対策担当者」を中心に、関係者への連絡などを開始する。
4. あらかじめ定めた情報収集の方法を確認し、会員等からの情報収集を開始する。

2. 2 状況の把握

2. 2. 1 会員からの情報収集

1. 薬局・薬剤師の状況に関する情報収集に努める。
 - ① 会員等（従事者、実習生、家族）の安否。
 - ② 薬局の被災状況。
 - ③ 薬局の業務継続状況（業務日時、または再開予定）及び医薬品等の在庫状況。
 - ④ 薬局への支援要請の有無。（薬剤師の派遣、医薬品の供給等）
2. 併せて、会員薬局等に対し、薬剤師会が行う救援活動や地域の医療機関への派遣活動に参加することが可能な薬剤師がいるかを確認する。

第2章

2. 2. 2 その他の情報収集

1. 会員からの情報を中心に、被災地の医療事情等の情報収集に努める。

- ① 医療機関の状況（診療日時、または再開予定）、薬剤師派遣の必要性、医薬品の不足状況。
- ② 避難所の状況。（避難所の設置数及び所在地、避難所の設置主体（県、市町、自主避難等）、避難者数、医療救護所の設置状況）
- ③ 医療救護所の状況。（各医療救護所への被災地内外からの医療チームの派遣状況、医療チームの派遣元（〇〇県〇〇病院等）、薬剤師の不足状況、医薬品の不足状況、医療チームの打合せ・引継ぎの場所及び時間など）
- ④ その他被災地全般の状況。（交通事情やライフラインの状況など）

2. 3 行政（市町・保健所）との連絡・調整

2. 3. 1 行政（市町・保健所）への報告

1. 会員から収集した情報を集約し、行政（七尾市・中能登町・能登中部保健福祉センター）へ報告する。

- ① 薬局（店舗）の被災状況（平常、支障、危険等）→自治体へ必ず報告。
- ② 業務継続状況（または再開予定）、医薬品等の在庫状況→自治体へ必ず報告。
- ③ 医薬品の不足状況
- ④ 麻薬、向精神薬、覚せい剤原料、毒物劇物等の保管状況。（自治体からの要請に基づき、被災1週間以降）

2. 3. 2 被災地における医薬品の確保について

1. 被災地における医薬品の不足状況や医薬品供給ルート確保状況等を確認し、医薬品供給の見通しについて協議する。

- ① 地域の薬局等から供出された医薬品等の取り扱い。（管理・費用支弁）

2. 必要な場合には、市町・保健所より石川県へ医薬品供給の要請を行う。

3. 医薬品集積所の設置場所等を確認する。

- ① 二次集積所の所在地（二次集積所は保健所に設置される場合が多い）。
- ② 二次集積所の管理者及び管理状況。
- ③ 二次集積所から医療救護所等への供給（払い出し）のルール。

4. 一次集積所→二次集積所→医療救護所への配送ルートを確認する。

- ① 生活物資一般の一次集積所において保管・管理される衛生材料や必要資材を医

薬品の二次集積所へ移送することも必要となる。

2. 3. 3 被災地における薬剤師の救援活動について

1. 被災地における薬剤師の不足状況等を確認し、救援活動の必要性について協議する。
2. 必要な場合には、石川県薬剤師会へ薬剤師派遣の要請を行う。
3. 薬剤師の出動場所と必要人数を検討する。
 - ① 医薬品集積所（二次集積所となる保健所）における医薬品管理。
 - ② 避難所、医療救護所。
 - ③ 医療機関の薬剤部門、災害拠点薬局（あさひ薬局）。
 - ④ 一般の薬局から薬剤師派遣の要請があった場合には、被災地の医療の継続に寄与するものか、他の派遣場所との優先順位等を勘案し、七尾鹿島薬剤師会と石川県薬剤師会が協議の上、支援薬剤師を派遣するかどうかを決定する。
4. 薬剤師の出動場所及び人数を決定するには、自治体のほか、石川県薬剤師会、医療機関、医療救護所の医療チーム等との協議が必要となるため、複数人体制で対応に当たる。
5. 出動場所及び必要人数は変化していくため、継続的に協議を行う。
6. 七尾鹿島薬剤師会に対して市町より「薬剤師派遣」の要請を受ける。
 - ① 震災発生日に遡った日付の文書により要請を受ける。
7. 被災地内外からの薬剤師の受け入れに関する事項について協議する。[2.7参照]

2. 4 関係団体等との連絡・調整

2. 4. 1 地域医師会（七尾市医師会）

1. 薬局の状況（処方箋の応需が可能な薬局の業務日時等）を報告する。
2. 救援活動の協力体制（医療チームの編成、薬剤師の派遣）について協議する。

2. 4. 2 医薬品卸

1. 被災地における医薬品の不足状況、医薬品供給ルート of 状況、復旧の見通し等について協議する。
2. 医薬品集積所から医療救護所等への配送について協力を要請する。
3. 地域の医療機関の状況について情報を共有する。（通常流通の復旧後）
4. 通常配送ルートへの切り替えについて協議する。

第2章

2. 4. 3 医療機関（中核的な病院）

1. 地域の中核的な病院（災害拠点病院：公立能登総合病院）は災害時には医療拠点（本部）となり、被災地外からの医療チーム（人）や情報が集中する。こうした医療機関と、医療機関外からの薬剤師派遣（七尾鹿島薬剤師会による支援）について協議し、薬剤師の派遣が必要な場合は、七尾鹿島薬剤師会を中心に人的支援を行う。
2. 地域の薬局の状況（開業している薬局の開業時間等）を報告する。

2. 5 支援薬剤師の募集及びリストの作成

1. 被災地における薬剤師確保のため、石川県薬剤師会と協議の上、会員薬局等から支援薬剤師の募集を行う。
 - ① 被災地内外からの薬剤師の受け入れの調整や、地域内の情報伝達等において中心的役割（現地コーディネーターの役割）を果たす「災害対策担当者」の補佐役（後方支援スタッフ）として。
 - ② 医療救護所、医薬品集積所、避難所への派遣のため。
 - ③ 医療機関の薬剤部門、災害拠点薬局への派遣のため。
 - ④ 被災地の薬局への派遣のため。
2. 支援薬剤師のリストを作成する（氏名、年齢、性別、住所、緊急連絡用携帯電話番号等）

2. 6 都道府県薬剤師会への報告、支援要請及び情報交換

※ 石川県薬剤師会が被災した場合は日本薬剤師会へ連絡する。

1. 薬局の被災状況、業務継続状況、医療機関の状況、被災地の医療事情、その他被災地全般の状況を報告する。
2. 現地の被災状況を把握するための先遣隊の派遣、薬剤師の派遣、医薬品の供給、後方支援スタッフの長期的な派遣等について、支援要請を行う。
 - ① 出動場所及び必要人数を伝える。
3. 被災地全般の状況について情報を共有する。

2. 7 被災地内外からの支援薬剤師の受け入れに係る調整・統括

2. 7. 1 薬剤師の出動計画の策定など

1. 会員薬局等の薬剤師及び被災地外から派遣されてくる薬剤師と、出動先及び受入

施設との間の調整を行うため、薬剤師の出動計画（出動日時・期間等）を策定する。（石川県薬剤師会と協議し、3～4人の「薬剤師班」を編成する）

2. 出動計画を策定する上では、派遣元の薬剤師会から石川県薬剤師会を通じて提供されてくる薬剤師の概要（性別、経歴、出動可能日時・期間等）を参考にする。また、出動期間は、災害直後は2泊3日程度でもやむを得ないが、できれば5日～1週間の派遣及び引き継ぎを原則とする。
3. 支援薬剤師の出動記録（氏名、活動場所、活動期間、活動概要等）を残す。

2. 7. 2. 後方支援スタッフの配置

1. 「災害対策担当者」を補佐する後方支援スタッフを、地域ごとに必要に応じて配置する。
2. 後方支援スタッフは、被災地内外から派遣されてきた薬剤師へ出動場所や業務概要を説明するなどの役割を担う。
3. 継続的な対応が必要となるため、石川県薬剤師会へ後方支援スタッフの長期間にわたる派遣を要請する。

2. 7. 3 必要な備品の手配など

1. 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品（資料1）、携行用医薬品（資料2）、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要な資材（資料4）を周知、準備する。
2. 被災地外から派遣されてくる薬剤師の移動手段等のための交通手段（自転車、バイク、自動車）を確認する。（石川県薬剤師会と協議する）
3. 地元警察署に申請し、緊急通行車両確認標章を手配する。

2. 8 災害拠点薬局の活用

1. あさひ薬局を災害拠点薬局とし、医薬品供給や薬剤師派遣の拠点として活用する。

2. 9 会員への情報伝達

1. 情報伝達の方法を確認する。
2. 厚生労働省（日本薬剤師会）、都道府県（石川県薬剤師会）、市町村等からの各種情報・連絡事項を、会員へ連絡する。
3. 地域の医療事情等についても会員へ連絡し、情報を共有する。

2. 10 近隣地域薬剤師会との情報交換・連携

1. 隣接する地域薬剤師会（能都北部支部、羽咋支部）へ連絡し、被災地における救援活動等に関し、連携して対応する。

（必要時には、都道府県薬剤師会とも必ず情報交換・連携する）

2. 近隣地域薬剤師会が被災していない場合は、後方支援スタッフの派遣など全面的な支援を要請する。

（必要時には、都道府県薬剤師会とも必ず情報交換・連携する）

3 災害発生時の対応（被災地外の地域薬剤師会）

当該市町村以外で災害が発生した場合は、被災地への災害支援を行うため、次に掲げる事項について準備を行い、石川県薬剤師会と連携して支援活動を行う。

3. 1 被災地近隣の地域薬剤師会の場合

3. 1. 1 被災地への先遣隊派遣

1. 石川県薬剤師会と連携の上、被災地へ先遣隊を派遣する。（石川県薬剤師会から要請を受けることを基本とするが、石川県薬剤師会が通信不能や機能不全の場合は、二次災害の危険性を考慮した上で、自らの判断で派遣する）
2. 被災地の地域薬剤師会の役員等に接触し、地域薬剤師会との連携の下で、被災地の医療事情、薬局の被災状況、薬剤師の不足状況、医薬品供給ルートの状況、避難所及び医療救護所の状況等を調査する。
3. 先遣隊は、食料、寝具等を含む完全自立型の体制で出動する。
4. 把握した情報は、被災地の地域薬剤師会及び石川県薬剤師会（石川県薬剤師会が通信不能や機能不全の場合は日本薬剤師会）へ報告する。

3. 1. 2 必要な備品の手配など

1. 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品（資料1）、携行用医薬品（資料2）、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要な資材（資料4）を周知、準備する。
2. 都道府県薬剤師会と協議の上、被災地外から派遣されてくる薬剤師の移動のための交通手段（自転車、バイク、自動車）を確認する。
3. 地元警察署に申請し、緊急通行車両確認標章を手配する。

4. 必要に応じて、被災地外から派遣されてくる薬剤師のための宿泊施設・場所について、石川県薬剤師会と協議する。

3. 2 薬剤師の派遣に向けた準備

1. 石川県薬剤師会との連携の下で、薬剤師の派遣に向けた準備を行う。
 - ① 支援薬剤師の募集を開始する。
 - ② 応募してきた薬剤師のリストを作成する。(氏名、年齢、性別、住所、経歴、緊急連絡用携帯電話番号、出動可能日時・期間等)

3. 3 被災地外への避難者に対する支援

1. 被災地外（自地域）の避難所へ避難した避難者に対する支援活動を行う。
 - ① 避難所の責任者（管理者）と打合せを行い、注意事項やニーズを把握した上で避難所での活動を開始する。
 - ② 救援活動を行う上での留意事項（資料5）を再確認する。
 - ③ 派遣されてきている医療チームとの連携。
 - ④ 一般用医薬品の分類・保管管理、供給。
 - ⑤ 公衆衛生活動。

4 平時に準備すべきこと

地域薬剤師会においては、災害時の医療救護活動を円滑に行うため、日頃から地元三師会との協力体制や近隣の地域薬剤師会との相互連携体制を構築しておく必要がある。さらに、地域の医療機関の薬剤部門と連携し、災害発生時の対応を共有しておく。

また、当該市町と協力協定を締結し、災害発生時に薬剤師が迅速かつ有効に救援活動を行える体制を確立しておくことが重要である。

4. 1 自治体（市町）との協力協定の締結など

4. 1. 1 自治体（市町、保健所）との協議
 1. 災害時の医薬品供給体制（医薬品集積所の設置場所等）について協議を行う。
 2. 被災地外からの薬剤師の受け入れに関する事項について協議を行う。
 3. 市町の防災会議へ参加する。

第2章

4. 1. 2 自治体（市町）との協力協定の締結

1. 可能な範囲で、薬剤師の災害時医療救護活動について協力協定を結ぶ。
2. 可能な範囲で、会営薬局等の「災害拠点薬局」を活用した医薬品の備蓄・供給について協力協定を結ぶ。

4. 2 関係団体等との協議

4. 2. 1 地域医師会

1. 災害時の救援活動の協力体制（医療チームの編成、薬剤師の派遣）について協議する。

4. 2. 2 医薬品卸

1. 災害時の医薬品供給ルートの確保や、医薬品集積所から医療救護所等への配送、通常流通復旧後の通常配送ルートへの切り替えなどについて協議する。

4. 2. 3 医療機関（中核的な病院）

1. 地域の中核的な病院（災害拠点病院等）は災害時には医療拠点（本部）となり、被災地外からの医療チーム（人）や情報が集中する。こうした医療機関と、災害時の医療機関外からの薬剤師派遣（地域薬剤師会による支援）について協議する。

4. 3 都道府県薬剤師会を通じた近隣地域薬剤師会との相互連携体制の構築

1. 石川県薬剤師会を交えて、近隣の地域薬剤師会と災害時の救援活動に関する協力・連携体制等について協議する。

4. 4 会員に対する定期的な教育・研修

1. 地域内の医療機関（中核的な病院）における実習研修。
2. 災害時に近隣病院の薬剤部門を支援する場合に、スムーズに業務が行えるように、地域薬剤師会が中心となり医療機関の薬剤部門において定期的に実習研修を行う。

4. 5 防災訓練の実施等

1. 防災訓練を年1回程度実施する。
2. 班組織（徒歩か自転車で回れるぐらいの範囲ごとに設置）を活用するなどして会

員から連絡を受ける訓練を行う。

3. 自治体、警察機関、消防機関、医療関係者及び一般市民等による合同訓練へ積極的に参加する。

参考資料：資料1、2、5、8、10

「災害対策マニュアル 石川県薬剤師会」参照

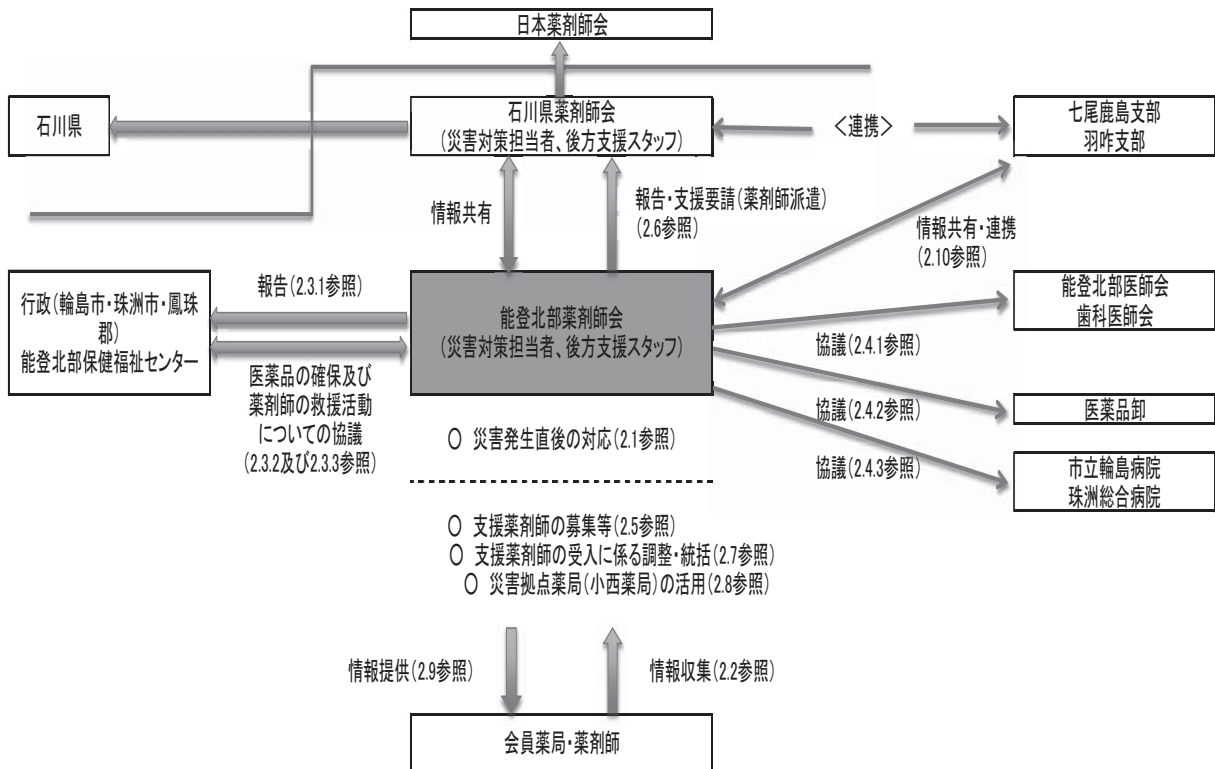
資料4

「災害活動ハンドブック 石川県薬剤師会」参照

能登北部支部

災害発生時には、石川県や輪島市・珠洲市・鳳珠郡(穴水町・能登町)が主体となり、医療を含む被災者への支援が行われるが、能登北部薬剤師会はこれに連動した体制で救済活動が行えるよう平時から体制を整備するとともに、行政の指示系統が機能しなくなった場合にも、自主的に活動が行えるように準備する必要がある。

相関図 <地域薬剤師会 ~被災した場合~>



1 直ちに取り組むべきこと

災害発生時の能登北部薬剤師会において最も重要なことは、地域における情報収集、石川県薬剤師会への情報提供と支援要請、及び被災地の医療拠点(本部)との連携である。

そのためには、平時に指揮命令系統を検討し、災害対策担当者等を決定しておくとともに、災害時に組織対応の判断を担う者の間の通信手段を確保しておくことが、特に重要である。

1. 1 災害時の連絡先一覧表の作成など

1. 災害時の連絡先一覧（固定電話、携帯電話番号、メールアドレス）等を作成し、会員等に周知する。
2. 会員等へ情報を早く正確に伝達できる手段（メール、掲示板等）を整備する。

1. 2 通信手段の確保

1. 能登北部薬剤師会において複数の通信手段を確保する。
 - ① 固定電話、FAX、インターネット、携帯電話など。
 - ② 災害拠点薬局への災害優先電話の配置。（小西薬局に配置）
2. 能登北部薬剤師会の災害時緊急連絡先を関係者に周知する。
 - ① 災害時の緊急連絡先（災害優先電話の設置場所等）を、行政や石川県薬剤師会、地域の中核的な病院など関係者に周知する。

1. 3 能登北部薬剤師会における指揮命令系統の確立など

被災地の地域薬剤師会には、会員からの情報収集、自治体や関係団体との連絡・調整、被災地外からの支援薬剤師の受け入れなど、多くの業務が発生します。1人に業務が集中し、疲弊することのないよう、あらかじめ複数人で対応する役割分担を決めておく必要がある。

1. 3. 1 災害時の役割分担の決定

1. 災害時のために、能登北部薬剤師会災害対策本部を組織しておく。
2. 災害時の事務局体制を整備しておく。
3. 災害時における各担当者の役割を決定しておく。
 - ① 各種連絡や情報収集
 - ② 災害時受け入れコーディネーター
 - ③ 災害支援時の支援薬剤師コーディネート
 - ④ 関係機関との調整役
 - ⑤ 備品備蓄、医薬品等の流通の確認
 - ⑥ 災害拠点薬局の運営
4. 災害時における各担当者の役割分担を決定しておく。

第2章

1. 3. 2 災害対策担当者等の決定

1. 平時に行政や関係団体等と防災に関する協議を行う上で中心的役割を担う「災害対策担当者」を決定する。

能登北部薬剤師会においては、会長ならびに災害対策本部事務局長の2名を「災害対策担当者」とし、各理事を災害対策委員とする。

2. 災害対策担当者は、災害発生後、被災地内外からの薬剤師受け入れの調整や、地域内の情報伝達等において中心的役割を果たす。
3. 災害対策担当者を補佐する後方支援スタッフについては、災害対策委員が担当し、必要人員を指名する。

(災害発生直後は、被災地外からの後方支援スタッフの派遣が期待できないことから、災害対策担当者に多くの負担がかかる。したがって、後方支援スタッフは複数人体制としておく。)

4. 石川県薬剤師会と協議し、災害対策担当者及び後方支援スタッフに委任する業務と権限を決定する。
5. 能登北部薬剤師会の災害対策担当者と石川県薬剤師会等の災害対策担当者が連携・協議して、災害時の支援体制を整備する。

1. 3. 3 情報収集体制の整備

1. 災害時に会員からの情報収集を円滑に行うための体制を整備しておく。

- ① 災害対策本部組織内で連絡を取り合う。
- ② 連絡網を利用して各会員との連絡を取る。

1. 4 災害拠点薬局の整備など

災害拠点薬局は、「支部災害本部」と位置づけ、災害時の医薬品供給や薬剤師派遣等の支部拠点を担う。また、支部会員の安否確認と情報の収集を行い、石川県薬剤師会本部への情報提供を行う。被災時には、支部における医薬品の備蓄拠点とし、地域住民のための調剤および医薬品提供を行う支部拠点となる。また、県内外からの支援薬剤師の受け入れ窓口として機能する。他地域の災害時には、近隣の災害拠点病院はもとより地域の医療機関と連携し、調剤業務や薬剤師の派遣を行うものとする。

1. 小西薬局を「災害拠点薬局」とし、活用する。
2. 医薬品備蓄や支援薬剤師受け入れ（派遣）の拠点とする。
3. 非常用電源、燃料、交通手段、通信手段を確保する。

4. 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品（資料1）、携行用医薬品（資料2）、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要な資材（資料4）を備蓄する。
5. 自地域外からの支援薬剤師の受入れを想定した計画を立てる。

1. 5 地域薬剤師会における「災害時活動マニュアル」の作成及び会員への周知

1. 災害時の連絡方法や集合場所、参集する役員を決定するなど、能登北部薬剤師会における災害時の対応を決めておく。

① 休日・夜間の場合の対応を検討しておく。

2. 主要な連絡先の所在地住所、電話番号、地図等を確認する。

① 保健所、医療機関（中核的な病院）、災害拠点病院、災害拠点薬局（仮称）、警察等。

- ・能登北部保健福祉センター

〒928-0079 石川県輪島市鳳至町畠田102-4

電話番号 0768-22-2011 FAX番号 0768-22-5550

- ・能登北部保健福祉センター珠洲地域センター

〒927-1123 石川県珠洲市宝立町鶴島ハ124

電話番号 0768-84-1511 FAX番号 0768-84-1515

- ・市立輪島病院

〒928-0024 石川県輪島市山岸町は1-1

電話番号 0768-22-2222

- ・珠洲市総合病院

〒927-1213 石川県珠洲市野々江町ユ部1番地1

電話番号 0768-82-1181

- ・公立宇出津総合病院

〒927-0433 石川県鳳珠郡能登町字宇出津タ-97

電話番号 0768-62-1311

- ・公立穴水総合病院

〒927-0027 石川県鳳珠郡穴水町川島タ-8

電話番号 0768-52-0511

- ・輪島警察署

〒928-0011 石川県輪島市杉平町鬼田1番地の4

第2章

電話番号 0768-22-0110

・珠洲警察署

〒927-1215 石川県珠洲市上戸町北方ろ字15番地1

電話番号 0768-82-0110

② 災害時の医薬品の集積所（二次集積所→医療救護所）、避難所・医療救護所設置予定場所。

3. 災害時の医薬品卸の連携体制及び連絡先を確認する。

1. 6 防災用品の確保

1. 防災用品を常備する（資料1）

① 自立して3～4日間過ごせるだけのものを備蓄する。

2 災害発生時の対応（被災した場合）

大規模災害が発生した場合、被災地の地域薬剤師会には自らの被災の有無にかかわらず、被災者に対する医療救援活動（医療救護所で活動する救護班への薬剤師の参加等）が期待される。

自市町が被災地となった場合、能登北部薬剤師会自体が機能しない場合もあり得る。その場合は石川県薬剤師会へ被災状況を報告し、石川県薬剤師会と連携して災害支援活動を行うことが基本となる。

能登北部薬剤師会においては、上述のような基本的な方針のもと、次に掲げるような項目に沿って行動をとる必要がある。

2. 1 災害発生直後

1. 役員間で、電話・メール等により相互に安否確認を行う。
2. 状況に応じ、参集可能な者は小西薬局に参集する。
3. あらかじめ定めた各担当者の役割分担を確認し、「災害対策担当者」を中心に、関係者への連絡などを開始する [1.3参照]
4. あらかじめ定めた情報収集の方法を確認し、会員等からの情報収集を開始する。

2. 2 状況の把握

2. 2. 1 会員からの情報収集

1. 薬局・薬剤師の状況に関する情報収集に努める。
 - ① 会員等（従事者、実習生、家族）の安否。
 - ② 薬局の被災状況。
 - ③ 薬局の業務継続状況（業務日時、または再開予定）及び医薬品等の在庫状況。
 - ④ 薬局への支援要請の有無。（薬剤師の派遣、医薬品の供給等）
2. 併せて、会員薬局等に対し、薬剤師会が行う救援活動や地域の医療機関への派遣活動に参加することが可能な薬剤師がいるかを確認する。

2. 2. 2 その他の情報収集

1. 会員からの情報を中心に、被災地の医療事情等の情報収集に努める。
 - ① 医療機関の状況（診療日時、または再開予定）、薬剤師派遣の必要性、医薬品の不足状況。
 - ② 避難所の状況。（避難所の設置数及び所在地、避難所の設置主体（県、市町、自主避難等）、避難者数、医療救護所の設置状況）
 - ③ 医療救護所の状況。（各医療救護所への被災地内外からの医療チームの派遣状況、医療チームの派遣元（〇〇県〇〇病院等）、薬剤師の不足状況、医薬品の不足状況、医療チームの打合せ・引継ぎの場所及び時間など）
 - ④ その他被災地全般の状況。（交通事情やライフラインの状況など）

2. 3 行政（市町・保健所）との連絡・調整

2. 3. 1 行政（市町・保健所）への報告

1. 会員から収集した情報を集約し、行政（輪島市・珠洲市・鳳珠郡、能登北部保健福祉センター）へ報告する。
 - ① 薬局（店舗）の被災状況（平常、支障、危険等）→自治体へ必ず報告。
 - ② 業務継続状況（または再開予定）、医薬品等の在庫状況→自治体へ必ず報告。
 - ③ 医薬品の不足状況
 - ④ 麻薬、向精神薬、覚せい剤原料、毒物劇物等の保管状況。（自治体からの要請に基づき、被災1週間以降）

第2章

2. 3. 2 被災地における医薬品の確保について

1. 被災地における医薬品の不足状況や医薬品供給ルートの確保状況等を確認し、医薬品供給の見通しについて協議する。
 - ① 地域の薬局等から供出された医薬品等の取り扱い。(管理・費用支弁)
2. 必要な場合には、市町・保健所より石川県へ医薬品供給の要請を行う。
3. 医薬品集積所の設置場所等を確認する。
 - ① 二次集積所の所在地(二次集積所は保健所に設置される場合が多い)。
 - ② 二次集積所の管理者及び管理状況。
 - ③ 二次集積所から医療救護所等への供給(払い出し)のルール。
4. 一次集積所→二次集積所→医療救護所への配送ルートを確認する。
 - ① 生活物資一般の一次集積所において保管・管理される衛生材料や必要資材を医薬品の二次集積所へ移送することも必要となる。

2. 3. 3 被災地における薬剤師の救援活動について

1. 被災地における薬剤師の不足状況等を確認し、救援活動の必要性について協議する。
2. 必要な場合には、石川県薬剤師会へ薬剤師派遣の要請を行う。
3. 薬剤師の出動場所と必要人数を検討する。
 - ① 医薬品集積所(二次集積所となる保健所)における医薬品管理。
 - ② 避難所、医療救護所。
 - ③ 医療機関の薬剤部門、災害拠点薬局(小西薬局)。
 - ④ 一般の薬局から薬剤師派遣の要請があった場合には、被災地の医療の継続に寄与するものか、他の派遣場所との優先順位等を勘案し、能登北部薬剤師会と石川県薬剤師会が協議の上、支援薬剤師を派遣するかどうかを決定する。
4. 薬剤師の出動場所及び人数を決定するには、自治体のほか、石川県薬剤師会、医療機関、医療救護所の医療チーム等との協議が必要となるため、複数人体制で対応に当たる。
5. 出動場所及び必要人数は変化していくため、継続的に協議を行う。
6. 能登北部薬剤師会に対して市区町村より「薬剤師派遣」の要請を受ける。
 - ① 震災発生日に遡った日付の文書により要請を受ける。
7. 被災地内外からの薬剤師の受け入れに関する事項について協議する。

[2.7参照]

2. 4 関係団体等との連絡・調整

2. 4. 1 地域医師会（能登北部医師会）・歯科医師会

1. 薬局の状況（処方箋の応需が可能な薬局の業務日時等）を報告する。
2. 救援活動の協力体制（医療チームの編成、薬剤師の派遣）について協議する。

2. 4. 2 医薬品卸

1. 被災地における医薬品の不足状況、医薬品供給ルート of 状況、復旧の見通し等について協議する。
2. 医薬品集積所から医療救護所等への配送について協力を要請する。
3. 地域の医療機関の状況について情報を共有する。（通常流通の復旧後）
4. 通常配送ルートへの切り替えについて協議する。

2. 4. 3 医療機関（中核的な病院）

1. 地域の中核的な病院（災害拠点病院：市立輪島病院・珠洲市総合病院）は災害時には医療拠点（本部）となり、被災地外からの医療チーム（人）や情報が集中する。こうした医療機関と、医療機関外からの薬剤師派遣（能都北部薬剤師会による支援）について協議し、薬剤師の派遣が必要な場合は、能都北部薬剤師会を中心に人的支援を行う。
2. 地域の薬局の状況（開業している薬局の開業時間等）を報告する。

2. 5 支援薬剤師の募集及びリストの作成

1. 被災地における薬剤師確保のため、石川県薬剤師会と協議の上、会員薬局等から支援薬剤師の募集を行う。
 - ① 被災地内外からの薬剤師の受け入れの調整や、地域内の情報伝達等において中心的役割（現地コーディネーターの役割）を果たす「災害対策担当者」の補佐役（後方支援スタッフ）として。
 - ② 医療救護所、医薬品集積所、避難所への派遣のため。
 - ③ 医療機関の薬剤部門、災害拠点薬局への派遣のため。
 - ④ 被災地の薬局への派遣のため。
2. 支援薬剤師のリストを作成する（氏名、年齢、性別、住所、緊急連絡用携帯電話番号等）

2. 6 都道府県薬剤師会への報告、支援要請及び情報交換

※ 石川県薬剤師会が被災した場合は日本薬剤師会へ連絡する。

1. 薬局の被災状況、業務継続状況、医療機関の状況、被災地の医療事情、その他被災地全般の状況を報告する。
2. 現地の被災状況を把握するための先遣隊の派遣、薬剤師の派遣、医薬品の供給、後方支援スタッフの長期的な派遣等について、支援要請を行う。
 - ① 出動場所及び必要人数を伝える。
3. 被災地全般の状況について情報を共有する。

2. 7 被災地内外からの支援薬剤師の受け入れに係る調整・統括

2. 7. 1 薬剤師の出動計画の策定など

1. 会員薬局等の薬剤師及び被災地外から派遣されてくる薬剤師と、出動先及び受入施設との間の調整を行うため、薬剤師の出動計画（出動日時・期間等）を策定する。（石川県薬剤師会と協議し、3～4人の「薬剤師班」を編成する）
2. 出動計画を策定する上では、派遣元の薬剤師会から石川県薬剤師会を通じて提供されてくる薬剤師の概要（性別、経歴、出動可能日時・期間等）を参考にする。また、出動期間は、災害直後は2泊3日程度でもやむを得ないが、できれば5日～1週間の派遣及び引き継ぎを原則とする。
3. 支援薬剤師の出動記録（氏名、活動場所、活動期間、活動概要等）を残す。

2. 7. 2 後方支援スタッフの配置

1. 「災害対策担当者」を補佐する後方支援スタッフを、地域ごとに必要に応じて配置する。
2. 後方支援スタッフは、被災地内外から派遣されてきた薬剤師へ出動場所や業務概要を説明するなどの役割を担う。
3. 継続的な対応が必要となるため、石川県薬剤師会へ後方支援スタッフの長期間にわたる派遣を要請する。

2. 7. 3 必要な備品の手配など

1. 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品（資料1）、携行用医薬品（資料2）、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要な資材（資料4）を周知、準備する。

2. 被災地外から派遣されてくる薬剤師の移動手段等のための交通手段（自転車、バイク、自動車）を確認する。（石川県薬剤師会と協議する）
3. 地元警察署に申請し、緊急通行車両確認標章を手配する。

2. 8 災害拠点薬局の活用

1. 小西薬局を災害拠点薬局とし、医薬品供給や薬剤師派遣の拠点として活用する。

2. 9 会員への情報伝達

1. 情報伝達の方法を確認する。
2. 厚生労働省（日本薬剤師会）、都道府県（石川県薬剤師会）、市町村等からの各種情報・連絡事項を、会員へ連絡する。
3. 地域の医療事情等についても会員へ連絡し、情報を共有する。

2. 10 近隣地域薬剤師会との情報交換・連携

1. 隣接する地域薬剤師会（七尾鹿島支部・羽咋支部）へ連絡し、被災地における救済活動等に関し、連携して対応する。
（必要時には近隣都道府県薬剤師会とも情報交換・連携する）
2. 近隣地域薬剤師会が被災していない場合は、後方支援スタッフの派遣など全面的な支援を要請する。
（必要時には近隣都道府県薬剤師会とも情報交換・連携する）

3 災害発生時の対応（被災地外の地域薬剤師会）

当該市町村以外で災害が発生した場合は、被災地への災害支援を行うため、次に掲げる事項について準備を行い、石川県薬剤師会と連携して支援活動を行う。

3. 1 被災地近隣の地域薬剤師会の場合

3. 1. 1 被災地への先遣隊派遣

1. 石川県薬剤師会と連携の上、被災地へ先遣隊を派遣する。（石川県薬剤師会から要請を受けることを基本とするが、石川県薬剤師会が通信不能や機能不全の場合は、二次災害の危険性を考慮した上で、自らの判断で派遣する）
2. 被災地の地域薬剤師会の役員等に接触し、地域薬剤師会との連携の下で、被災地

第2章

の医療事情、薬局の被災状況、薬剤師の不足状況、医薬品供給ルート状況、避難所及び医療救護所の状況等を調査する。

3. 先遣隊は、食料、寝具等を含む完全自立型の体制で出動する。
4. 把握した情報は、被災地の地域薬剤師会及び石川県薬剤師会（石川県薬剤師会が通信不能や機能不全の場合は日本薬剤師会）へ報告する。

3. 1. 2 必要な備品の手配など

1. 被災地での医療救護活動に必要と思われる備品（資料1）、携行用医薬品（資料2）、及び被災地の医療救護所において調剤及び医薬品の保管・管理に必要な資材（資料4）を周知、準備する。
2. 都道府県薬剤師会と協議の上、被災地外から派遣されてくる薬剤師の移動のための交通手段（自転車、バイク、自動車）を確認する。
3. 地元警察署に申請し、緊急通行車両確認標章を手配する。
4. 必要に応じて、被災地外から派遣されてくる薬剤師のための宿泊施設・場所について、石川県薬剤師会と協議する。

3. 2 薬剤師の派遣に向けた準備

1. 石川県薬剤師会との連携の下で、薬剤師の派遣に向けた準備を行う。
 - ① 支援薬剤師の募集を開始する。
 - ② 応募してきた薬剤師のリストを作成する。（氏名、年齢、性別、住所、経歴、緊急連絡用携帯電話番号、出動可能日時・期間等）

3. 3 被災地外への避難者に対する支援

1. 被災地外（自地域）の避難所へ避難した避難者に対する支援活動を行う。
 - ① 避難所の責任者（管理者）と打合せを行い、注意事項やニーズを把握した上で避難所での活動を開始する。
 - ② 救援活動を行う上での留意事項（資料5）を再確認する。
 - ③ 派遣されてきている医療チームとの連携。
 - ④ 一般用医薬品の分類・保管管理、供給。
 - ⑤ 公衆衛生活動。

4 平時に準備すべきこと

地域薬剤師会においては、災害時の医療救護活動を円滑に行うため、日頃から地元三師会との協力体制や近隣の地域薬剤師会との相互連携体制を構築しておく必要がある。さらに、地域の医療機関の薬剤部門と連携し、災害発生時の対応を共有しておく。

また、当該市町と協力協定を締結し、災害発生時に薬剤師が迅速かつ有効に救援活動を行える体制を確立しておくことが重要である。

4.1 自治体（市町）との協力協定の締結など

4.1.1 自治体（市町、保健所）との協議

1. 災害時の医薬品供給体制（医薬品集積所の設置場所等）について協議を行う。
2. 被災地外からの薬剤師の受け入れに関する事項について協議を行う。
3. 市町の防災会議へ参加する。

4.1.2 自治体（市町）との協力協定の締結

1. 可能な範囲で、薬剤師の災害時医療救護活動について協力協定を結ぶ。
2. 可能な範囲で、会営薬局等の「災害拠点薬局」を活用した医薬品の備蓄・供給について協力協定を結ぶ。

4.2 関係団体等との協議

4.2.1 地域医師会

1. 災害時の救援活動の協力体制（医療チームの編成、薬剤師の派遣）について協議する。

4.2.2 医薬品卸

1. 災害時の医薬品供給ルートの確保や、医薬品集積所から医療救護所等への配送、通常流通復旧後の通常配送ルートへの切り替えなどについて協議する。

4.2.3 医療機関（中核的な病院）

1. 地域の中核的な病院（災害拠点病院等）は災害時には医療拠点（本部）となり、被災地外からの医療チーム（人）や情報が集中する。こうした医療機関と、災害時の医療機関外からの薬剤師派遣（地域薬剤師会による支援）について協議する。

第2章

4. 3 都道府県薬剤師会を通じた近隣地域薬剤師会との相互連携体制の構築

1. 石川県薬剤師会を交えて、近隣の地域薬剤師会と災害時の救援活動に関する協力・連携体制等について協議する。

4. 4 会員に対する定期的な教育・研修

1. 地域内の医療機関（中核的な病院）における実習研修。
2. 災害時に近隣病院の薬剤部門を支援する場合に、スムーズに業務が行えるように、地域薬剤師会が中心となり医療機関の薬剤部門において定期的の実習研修を行う。

4. 5 防災訓練の実施等

1. 防災訓練を年1回程度実施する。
2. 班組織（徒歩か自転車で回れるぐらいの範囲ごとに設置）を活用するなどして会員から連絡を受ける訓練を行う。
3. 自治体、警察機関、消防機関、医療関係者及び一般市民等による合同訓練へ積極的に参加する。

参考資料：資料1、2、5、8、10

「災害対策マニュアル 石川県薬剤師会」参照

：資料4

「災害活動ハンドブック 石川県薬剤師会」参照

5 「石川県災害対策マニュアル（支部編）」の見直し

支部災害対策本部長は、少なくとも年1回、本マニュアルの見直しを検討し、必要に応じて改訂を行うものとする

初版 平成25年4月1日 作成